

第95回中小規模水道問題協議会  
情報交換事項回答集  
(令和8年1月29日)

公益社団法人 日本水道協会

## 目 次

- ①生活困窮世帯（生活保護世帯）への水道料金減免
- ②直近5ヶ年の水道料金の改定について
- ③内部留保資金残高の目標金額設定とその根拠について
- ④企業債の充当率設定方法とその根拠について
- ⑤スマートフォン決済などにおける領収証の発行について
- ⑥水道料金等の地方税統一QRコードの導入について
- ⑦口座振替推奨の方法について
- ⑧情報セキュリティ確保の取り組み状況について
- ⑨道路工事等における水道施設の支障移設等に関する取り決めについて

## 情報交換事項①

### 題名：生活困窮世帯（生活保護世帯）への水道料金減免

当町では、生活保護世帯（約250契約）に対して独自に水道料金の減免（基本料金を全額無料）を実施しています。同様の減免を実施している自治体は県内でも5自治体ほどしかなく、減免に掛かる経費は全て水道事業で負担しており一般会計からの繰入はありません。今年4月に水道料金の改定をしていますが、人口減少・物価高の影響もあり経営に余裕はなく、平等性に欠ける減免について再考の必要性を感じています。

情報交換事項① 生活困窮世帯（生活保護世帯）への水道料金減免

1. 生活保護、障害者等への料金減免の有無	2. 料金減免を実施している場合、一般会計からの繰入れの有無	3. 料金減免の廃止事例の有無	4. もし情報があれば、所属都道府県内での減免を実施している自治体数
<p>有</p> <p>家事用に一般と福祉があります。福祉料金の該当者は「生活保護世帯、身障世帯、65歳以上で非課税世帯」です。（届け出制） 料金は基本料金のみ家事用一般の8割程度に設定しています。</p>	<p>無</p> <p>本年度から料金見直しについて協議しております。福祉料金減免分は一般会計から負担していただくことを理事者へ提案する予定です。</p>	<p>無</p>	<p>当町が加盟する構成団体内では、当町以外で、2企業団、1市です。</p>
<p>生活保護世帯に対しては、減免は実施していない。また、障害者世帯に対しては、下水道事業会計において、下水道使用料の減免を実施している。</p>	<p>無</p>	<p>生活保護世帯に対しては、以前、減免を実施していた期間もあるが、光熱水費が扶助費として支給されている実態を踏まえ、見直しを行った結果、過去に廃止とした経緯がある。</p>	<p>—</p>

1. 生活保護、障害者等への料金減免の有無	2. 料金減免を実施している場合、一般会計からの繰入れの有無	3. 料金減免の廃止事例の有無	4. もし情報があれば、所属都道府県内での減免を実施している自治体数
無	<p>現在、福祉関係の減免はすべて廃止しているため、過去に減免実施していた期間の経過を以下のとおり記載する。</p> <p>水道料金減免の財源 ※税込          ・平成6年度～11年度、平成16年度～平成29年度まで 水道会計負担 203,999千円          ・平成12年度～15年度(一般会計による負担金制度) 一般会計負担 43,223千円</p>	<p>・平成6年11月導入。減免対象は以下の7区分。※下水道は平成10年度から          ①生活保護受給世帯、②児童扶養手当受給世帯、③身体障害者を有する世帯、④知的障害者を有する世帯、⑤重複障害者を有する世帯、⑥寝たきり老人を有する世帯、⑦社会福祉施設          ・平成14年度(6月検針分)から、⑧精神障害者を有する世帯を追加。          ・平成24年度(6月検針分)から、現行の③④⑤⑧の4項目に縮小。          ・平成31年度(8月検針分)から、廃止。※新規受付は平成31年5月31日まで。</p> <p>減免率          ・平成6年度から平成19年度まで基本料金の全額を減免。          ※下水道は平成10年度から          ・平成20年度から水道は基本料金の7割を減免、3割が使用者負担。          下水道は基本料金の9割を減免、1割が使用者負担。</p>	平成29年度末時点の情報だが、県内18事業体のうち、減免制度があるのは10事業体。
生活保護及び障がい者等に対して独自の減免は行っていない	無	無	—

1. 生活保護、障害者等への料金減免の有無	2. 料金減免を実施している場合、一般会計からの繰入の有無	3. 料金減免の廃止事例の有無	4. もし情報があれば、所属都道府県内での減免を実施している自治体数
基本料金2560円（税別）を全額免除している。	一般会計からの繰入はない。減免対象は約250世帯で年間400万円の減収となっている。	生活保護費の中には光熱水費も計上されており、公平性の観点から廃止を検討しているが、政治判断を伴うため減免を継続している。	県内63市町村あるが、5事業体ほどこしか生活困窮世帯への減免は実施していない。
無	無	当市において、同様の減免を実施していた経過は無く、廃止事例はない。	県内全体の状況は把握していないが、給水区域の隣接する水道事業者において、生活保護世帯やひとり親世帯に対する減免を実施していることは把握している。
無	無	令和3年3月31日をもって廃止	無
無	無	コロナ禍における生活支援施策の一環として水道料金の減免を行った事例はあるが、福祉施策に位置づけられるものとして後に一般会計からの繰り入れを行っている。政策的な判断はあろうかと思うが、本来生活困窮者への減免は福祉施策として行うものであり、減免を行い減じた分は福祉予算からの補償（一般繰入）対応と考える。	無

1. 生活保護、障害者等への料金減免の有無	2. 料金減免を実施している場合、一般会計からの繰入れの有無	3. 料金減免の廃止事例の有無	4. もし情報があれば、所属都道府県内での減免を実施している自治体数
<p>無。 生活保護世帯には、生活に必要な最低限の保護費が支給されているため、減免措置はしていません。</p> <p>生活保護受給者でもきちんと支払われる方と、そうでない方がいらっしゃいます。</p> <p>水の供給は、その受給世帯へ平等にしていますので、受給世帯の生活状況に応じた減免措置はしていません。</p>	無	無	—
<p>減免はしていません。減免する必要はないと考えますが、政治的判断で実施するなら一般会計から繰り入れる等するべきと考えます。</p>	無	無	県内市町村の情報はありません。
<p>無し 生活保護支給額には水道使用料金相応分が含まれています</p>	無	無	—
<p>生活困窮世帯、生活保護者等への特別な料金減免は行ってない。コロナ期間は全世帯の基本料金減免を行った。</p>	水道事業での実施、一般会計からの繰入れはなし。	料金減免の廃止事例は特にございません。	—

## 情報交換事項②

### 題名：直近5ヶ年の水道料金の改定について

当市では、令和8年度に経営審議会を開催し、適正な水道料金の水準について、諮問答申を行うこととしている。そこで直近5ヶ年で水道料金の改定を行った事業者において、先行事例として料金改定の進め方を伺いたい。

情報交換事項② 直近5ヶ年の水道料金の改定について

<p>1. 料金改定（値上げ）を段階的に行った場合、何%ずつ、何段階で、何年で行ったか。</p>	<p>2. 1. の決定は、審議会のみで決定されたか、議会・委員会の意見を伺う機会を設けたか。（伺った場合はどのような意見があったか）</p>	<p>3. 物価変動に関して予測が難しかった時期かと思うが、変動率をどの程度、どういった形で料金に反映されたか</p>
<p>約24%、1回</p>	<p>審議会（R4答申）⇒ 議員全員協議会（R5）⇒ 説明会（町内各所）（R5）⇒ 議員全員協議会（R6）⇒議会（R6）⇒ 料金改定（R7.4～）</p>	<p>維持管理費は一定、動力費、薬品費は前年比1%増で想定</p>
<p>平成17年の市町合併に伴う水道料金の統一を令和7年4月使用分から新たな料金体系に統一したものの。 料金改定は、現状の料金の20%増とした。ただし、料金統一により、料金が増額する地域は3段階（3年）で改定することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年目…R7/4月使用分から 7%</li> <li>・2年目…R8/4月使用分から 7%</li> <li>・3年目…R9/4月使用分から 6%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員協議会において、改定原案を提示し、意見書の提出を求めた。 議員3名から意見書の提出があったが、当該原案に対する反対意見は特になかった。</li> <li>・パブリックコメントを実施した結果は、3件の意見があり、改定の手法についての疑義はあったものの、実施についての反対意見は特になかったことから、原案どおりの改定を行うこととした。</li> </ul>	<p>今回の改定においては、料金の統一を図ることを前提とした。 改定の協議は令和4年度からであったため、令和3年度決算及び令和5年度予算を参考に試算した。 資産維持費を含めた総括原価を算出し、適切な料金改定に努めた。</p>
<p>R6.6.1に料金改定実施 段階なし</p>	<p>審議会により決定</p>	<p>物価変動については現状を反映</p>

<p>1. 料金改定（値上げ）を段階的に行った場合、何%ずつ、何段階で、何年で行ったか。</p>	<p>2. 1. の決定は、審議会のみで決定されたか、議会・委員会の意見を伺う機会を設けたか。（伺った場合はどのような意見があったか）</p>	<p>3. 物価変動に関して予測が難しかった時期かと思うが、変動率をどの程度、どういった形で料金に反映されたか</p>
<p>R4.7 10%（条例は26%改定で2年間は10%期間） R6.4 26%</p>	<p>議会、委員会にも積極的に報告した。</p> <p>当初、令和4年4月から26%の改定率で値上げを予定していたが、審議会よりコロナ禍を配慮し段階的値上げとの答申を受け、令和4年7月から10%、令和6年4月から26%の改定率で料金改定することとなり、当初予定に不足する金額相当を一般会計から補助金を受けることで調整された。</p> <p>※公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集 P114に紹介。</p>	<p>物価変動については見込んでいない。</p>
<p>当町は令和7年度に全体で22%の値上げ改定を行ったが、段階的な値上げは行っていない。</p>	<p>審議会の進捗により、議員全員協議会説明及び報告を行った。また料金改定に係る条例改正案の審議の際以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改定スパンについて（次の改定はいつになるのか）</li> <li>・内部留保資金の目標額の妥当性</li> <li>・企業債充当率について</li> </ul>	<p>変動率については、内閣府作成の「中長期の経済財政に関する試算」（2022年度7月29日経済財政諮問会議提出）より、消費者物価上昇率（ベースラインケース）の0.6%を採用した。料金の反映方法としては、当該率を反映した投資財政計画を基に、当町で設定した財政目標等を満たす料金算定期間内の給水収益の総額を算出した結果から逆算した改定率を先に算出した。当該改定率を基本料金と水量料金に振分け、シミュレーションを行い、財政目標を満たす給水収益の総額に近い料金表を設定した。</p>

<p>1. 料金改定（値上げ）を段階的に行った場合、何%ずつ、何段階で、何年で行ったか。</p>	<p>2. 1. の決定は、審議会のみで決定されたか、議会・委員会の意見を伺う機会を設けたか。（伺った場合はどのようなご意見があったか）</p>	<p>3. 物価変動に関して予測が難しかった時期かと思うが、変動率をどの程度、どういった形で料金に反映されたか</p>
<p>令和4年度（令和5年1月）に料金改定率10%で実施している。 令和6年3月策定の経営戦略では、概ね4年ごとに料金改定を行うこととされており、現在、審議会において審議が行われているところ。</p>	<p>審議会において概ねの方針が決定されたタイミングで全員協議会を開催して議会に報告している。</p>	<p>令和4年度の改定は、経営戦略で実施した財政・投資計画の結果に沿って実施した。 財政・投資計画では、物価上昇を見込んで試算しているものの、実際の物価上昇率には合致していない。 リスクの全てを予測することはできないので定期的に料金改定を実施していくこととしている。</p>
<p>令和8年10月改定予定 20%程度の改定 段階的には行っていない。</p>	<p>公共料金審議会し諮問し答申をしていた。議会への上程をする前に、委員会で説明会、議員全員協議会で説明する予定</p>	<p>約18年ぶりの改定のため、今後4年間の3条予算の収支を試算し、4条予算の内部留保資金の推移により、改定率を決定した。</p>
<p>令和6年4月に改定（約30%）。 今後は経営状況を注視し、将来的に後20%の改定予定。 現段階では10%・10%で改定するか20%を1度で改定するかは未定。</p>	<p>審議会のみ</p>	<p>審議会開催時期は物価高騰前であったため改定率によって何年黒字経営が可能であるかを提示し審議し、反映した。</p>

<p>1. 料金改定（値上げ）を段階的に行った場合、何%ずつ、何段階で、何年で行ったか。</p>	<p>2. 1. の決定は、審議会のみで決定されたか、議会・委員会の意見を伺う機会を設けたか。（伺った場合はどのようなご意見があったか）</p>	<p>3. 物価変動に関して予測が難しかった時期かと思うが、変動率をどの程度、どういった形で料金に反映されたか</p>
<p>公営企業運営審議会に諮り答申を受け、令和8年度改定となるもの。本市では4年に1回の見直しとしており、段階的な改定とはしない。</p>	<p>審議会からの答申を受け、市として改定の方針を決定し、市議会委員会で報告した上、市議会へ条例改正案を提案したものの。</p> <p>（委員会からの意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金改定の考え方や率について</li> <li>・他市の改定期期の状況について</li> <li>・内部留保資金について</li> <li>・今回改定を見送った場合、改定率はどうか。</li> <li>・値上げ幅を最小限とする姿勢は今後も維持してほしい。等</li> </ul>	<p>直近3年間の平均により原価算定を行った。物価高騰はあるものの有収水量は減少することから、算定期間内の経費については同程度を推移することを見込み直近3年間の平均値としたもの。</p>
<p>令和7年10月から約19%の値上げを実施した。</p>	<p>令和6年11月の上下水道事業経営審議会からの答申を受け、令和7年10月から約19%、令和10年4月から約8%の二段階での料金改定を市議会へ提案した。</p> <p>市議会での審議の結果、令和7年10月の約19%の改定については水道事業の財政状況や耐震化推進の必要性から緊急性が認められ、可決された。</p> <p>一方で、令和10年4月の約8%の改定については、国の補助金拡充の動きや物価上昇に対する市民負担が考慮されたことから、現時点では見送られた。</p>	<p>R17までの施設整備費について、下記のとおり上昇を見込んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R7～R9の事業費については、毎年5.2%の上昇を見込む（R3～R5の平均値）</li> <li>・R10～R17の事業費については、毎年1.5%の上昇を見込む（H23～R2の平均値）</li> <li>・管路更新事業費は、約31.1億円（税込）を見込む（前年度比1.0）</li> </ul>

<p>1. 料金改定（値上げ）を段階的に行った場合、何%ずつ、何段階で、何年で行ったか。</p>	<p>2. 1. の決定は、審議会のみで決定されたか、議会・委員会の意見を伺う機会を設けたか。（伺った場合はどのようなご意見があったか）</p>	<p>3. 物価変動に関して予測が難しかった時期かと思うが、変動率をどの程度、どういった形で料金に反映されたか</p>
<p>令和5年1月に基本料金に含まれていた基本水量を0㎡にし、基本料金を減額する料金改定を実施した。</p>	<p>上下水道事業審議会において、諮問し答申いただき、議会へも説明を実施した。</p>	<p>物価変動等は考慮していない。</p>
<p>本市水道事業においても料金改定の必要性について議論があるが、審議会の設置、料金改定の実施等には至っていない。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>令和5年度に平均5.5%の料金改定を行った。</p>	<p>上下水道料金審議会の答申内容を基に、料金改定に関する水道条例の一部を改正する条例を市議会に議案提出し議決された。</p>	<p>令和2年度に策定した経営戦略を基にしており、直近の急激な物価高騰等の影響に関しては、反映されていない。</p>
<p>令和7年10月料金改定実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 29年ぶりの改定</li> <li>• 段階的な値上げは実施していない</li> </ul>	<p>• 審議会の答申、パブリックコメント、議会の一般質問（意見）を経て、これらを勘案した条例改正案の可決により決定した。</p> <p>（一般質問での内容） 値上の際は、影響が著しい方に配慮を一般会計での負担は考えられないか等</p>	<p>（毎年の使用量の変動が少ないもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 光熱費、動力費、薬品費など</li> </ul> <p>予測時点において30%程度の上昇が見込まれていたため、前年度決算×130%を基準とし、後年度の変動率を年1%に設定した。</p> <p>（毎年の発生頻度にばらつきがあるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 修繕工事など</li> </ul> <p>変動率は考慮していない。</p> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 建設工事など</li> </ul> <p>直近の物価を基準とした金額を用いて必要額を設定。</p>

1. 料金改定（値上げ）を段階的に行った場合、何%ずつ、何段階で、何年で行ったか。	2. 1. の決定は、審議会のみで決定されたか、議会・委員会の意見を伺う機会を設けたか。（伺った場合はどのようなご意見があったか）	3. 物価変動に関して予測が難しかった時期かと思うが、変動率をどの程度、どういった形で料金に反映されたか
令和7年度に審議会開催中。	—	—
当市では、平成19年度5月に改定率5.5%、平成24年度10月に改定率10.6%前回は平成27年度10月に改定率10%の段階で行ってきましたが、直近では令和7年度現在に料金改定委員会を開催中（進行形）です。	当市では、令和7年度現在に料金改定検討委員会を開催中、適正な水道料金の水準・体系について、諮問答申を行っています。検討委員会が完結次第、市長報告をし、同年度中に議会・委員会の意見を伺う機会を設ける予定です。	当市では、令和8年度10月改定に向けて収益的収支予測表で令和8年度から5年先の令和12年度まで水道事業経営を維持できるように給水戸数減少率を主に反映しています。
直近5か年で水道料金を改定していない。 消費税改定に伴う水道料金の改定を除けば、直近での料金改正は平成19年4月1日である。	—	—
令和9年度改定に向け、7・8年度に審議会で審議していただく予定です。	審議会へは諮問し意見を求め、水道事業管理者（若しくは首長）主導で改正案を決定、議会については事前審査にならないよう説明する予定です。	過去5年間の変動等を踏まえ算定。
段階的な改定は行っておりませんが、令和7年4月1日に改定率14.5%の改定を行った。	当市水道料金等懇話会設置要綱に基づき多方面からの客観的な意見を聴取することを目的に懇話会を設置。 議会には、全員協議会で説明を行った。	将来の物価上昇率は、物価上昇を見込むべきと思われる費目に対して、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（令和6年7月29日経済財政諮問会議提出）」に記載されている、将来の消費者物価上昇率を毎年乗じて反映をしている。

<p>1. 料金改定（値上げ）を段階的に行った場合、何%ずつ、何段階で、何年で行ったか。</p>	<p>2. 1. の決定は、審議会のみで決定されたか、議会・委員会の意見を伺う機会を設けたか。（伺った場合はどのような意見があったか）</p>	<p>3. 物価変動に関して予測が難しかった時期かと思うが、変動率をどの程度、どういった形で料金に反映されたか</p>
<p>2段階</p> <p>令和4年度に25%の改定を提案し、審議会の審議に図る。</p> <p>審議会の答申を受け、周知期間を経て、令和6年度より基本料金、従量料金すべて、15%値上げ</p> <p>また、答申により「改定後、5年を目途に、10%を目安に」料金改定を行う旨答申を受けている。</p>	<p>審議会のみ 審議委員には町議会議員が含まれる。</p> <p>町議会の全員協議会にて事前説明</p> <p>その後、町議会へ上程</p>	<p>1%の物価上昇率を推定して、人口減少や、今後の国庫補助を活用しながらの投資額を加味して、将来の資金収支見込みや損益計算等「投資・財政計画」の形に添った資料を作成。 長期的なスパンでの検討を行う。</p>
<p>当市では、令和7年4月1日使用分より料金改定（平均30.09%値上げ）を実施したところであるが、これまで段階的に料金改定を行った事例はない。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>本市水道事業は、令和8年1月に料金を改定。平成20年以来の改定で、約26%の値上げを行った。</p>	<p>本市上下水道事業運営検討委員会において審議され、答申には、概ね4~5年ごとに料金体系の見直しを行い、その適正性を検証することが付帯意見として盛り込まれている。 全員協議会や委員会で説明を行い、令和7年6月議会において決議。</p>	<p>投資財政計画にて、変動率年3%増を見込んでシミュレーションを行い、原価の増加率を基に各料金単価を設定。</p>

## 情報交換事項③

### 題名：内部留保資金残高の目標金額設定とその根拠について

当町では、経営戦略における投資財政計画の作成、料金改定（の検討）を行うにあたり、内部留保資金の推移は重要項目であり、当該残高の目標金額設定とその根拠については、住民等を交えた審議会や議会等でも説明を行う必要があると認識しております。

しかしながら、当該残高の目標金額については明確な基準がなく、説明に苦慮しているのが現状です。

そこで、他の事業体様の状況について、今後の参考にさせていただきたく提案するものです。

情報交換事項③ 内部留保資金残高の目標金額設定とその根拠について

1. 内部留保資金残高の目標金額設定の有無	2. 目標金額を設定している場合その根拠
<p>無 当町も理事者や議員の説明に苦慮しています。</p>	<p>—</p>
<p>内部留保資金についての目標等は特に設定していませんが、突発的な事態に対応でき、単年度の運転資金において一時借入金を借入しなくとも資金繰りが可能な範囲で留保していれば特に困ることはないと考えています。</p> <p>仮に内部留保資金を多少抱えたとしても、①翌年度の企業債を確実に返済するため、②運転資金のため、③突発的な支払いに対応するためという3つの説明理由があれば、説明は十分可能になると考えています。それ以上に多くを留保している場合は、建設改良積立金などの任意積立金などに処分し、将来の金利上昇に備え、起債の充当率抑制を目的として積み立てるなどの工夫が必要になると考えます。</p> <p>逆に、内部留保資金の目標が上げにくい場合でも、近年、物価が上昇していることもあり、あまり多くの内部留保資金を貯め込んでいても、その価値が相対的に下がっていくことも懸念されるため、会計の運用上必要最低限の資金を確保するように努めているという説明理由で、なぜ内部留保資金を増やそうとしないのかという疑問に対して対外的に説明できるものと考えます。</p>	<p>—</p>
<p>補てん財源残高については5.0億円確保で設定あり。</p>	<p>1年間の収益的支出総額を基準に設定。</p>
<p>現行経営戦略では具体的な目標金額の設定は無い。 (R8.3月改訂予定の経営戦略では設定予定としている。)</p>	<p>—</p>

1. 内部留保資金残高の目標金額設定の有無	2. 目標金額を設定している場合その根拠
現時点では、十分な額の内部留保資金があることから、目標金額等は設定していない。	—
目標金額として設定している訳ではありませんが、給水収益の6か月分程度は最低でも残高が必要と考えています。	災害等で長期間断水になった場合に、給水収益が途絶えて、事業継続が困難になるから。
現時点では設定していないが、次期水道ビジョンの財政計画では、留保資金残高の目標額を45億円と設定する予定である。	この金額は当企業団の給水収益の約1年分であり、年間の資金変動額と災害等の非常時の備えとして確保するものである。
有	<p>2億円</p> <p>R4年26%の料金改定を行うまでは内部留保資金がなく、一般会計補助金（基準外繰入）を年間2～3億円導入していた。計画上では毎年5億円程度の工事費が必要なため、2億円の残高設定では起債や補助金が入る年度末まで資金繰りが厳しいことは承知していたが、急激な料金改定を抑えるため苦肉の策で2億円とした。</p> <p>2億円の理由はあとづけになるが、年間12億程度の給水収益に対して、市内全域の調定が1回終わるまで2か月間かかるのでその分の収入とした。給水収益収入が2か月間止まるまでは自己資金で耐えられる額とした。</p>
有、10億円。	<p>明確な基準無し。</p> <p>料金改定時に内部留保資金10億円を目標としたが、災害等が発生した時に備えるため。また、投資財政計画上経常費用が料金収入無しでもカバーできる規模の額が概ね10億であったことから設定したものの、妥当なものなのか判断が難しい。</p>

1. 内部留保資金残高の目標金額設定の有無	2. 目標金額を設定している場合その根拠
内部留保資金残高については資本的支出相当額の確保を目途として運用している。	企業債の借入れを年度末に行うため、それまでの支払いに対応できるよう資本的支出相当額の内部留保資金を確保したい。
本市では事業運営に要する費用を確保するため、過去（平成20年代）には経験則からおよそ10億円程度を確保することを目標とし、料金改定を実施した経緯があります。 令和6年度に改定した経営戦略においては18～20億円程度を確保できる見通しとなっておりますが、現在では特に目標額は定めておりません。	過去の目標額は経験則より大まかに定めておりましたが、内規も設定せず担当者における了解事項程度のものでした。
経営戦略作成中であり、目標金額設定の有無を含め検討中。	—
内部留保資金残高の目標金額設定：無 （現在、改定に向け検討中の経営戦略において、内部留保資金の在り方についても検討している。）	—
有	経営戦略の財政計画
明確な内部留保残高の目標額は設定していない。 （経営戦略等では目標額は設定していないが、災害時など緊急の費用が発生した場合などのため、おおむね給水収益の6か月分（10億円）以上を目安としている。）	—
有	水道の機能が停止した場合の災害復旧に6ヶ月を要し、この期間、料金収入が得られないものとした場合を想定して設定。但し、明確な計算式のようなものはない。

1. 内部留保資金残高の目標金額設定の有無	2. 目標金額を設定している場合その根拠
企業債残高の半分以上としている。	災害等の有事においても滞りなく事業継続を行うための資金を確保するための目安として設定しているが、具体的な根拠はない。
有	安定した経営のため確保すべき運転資金として、資金残高は3億円以上とした上で、今後の建設改良等の積立に必要な資金を確保している。
内部留保資金残高の明確な目標金額の設定はないが、資金残高は、概ね給水収益の6ヶ月分に相当する約50億円を維持することを目標としている。	—
対外的に公表していないが、内部での目標として10億円程度の設定がある。	明確な根拠はなく、一年間の給水収益プラスアルファという程度の目安である。
有	災害・事故に際しての当面の間の運転資金（≒給水収益の1年分）を基礎として算出をしている。
無	内部留保資金の目標設定はありませんが、現金預金残高を目標設定しています。 内部留保資金は会計上の概念でしかないので、当市では、将来の投資計画に対して必要な現金預金を積み立てることに重きを置いています。
無し ただし、利益剰余金は突発的な災害が発生した場合などのために2年間程度の確保が望ましいと考えています。  質問の内部留保資金については、4条の企業債元金償還の為に使用するため、基本的に残価は無く、償還後の、管路の耐用年数分が残るかと思いますが、更新工事を行う事で、新たな元金償還が発生し、残価は”0円”となっていくと考えます。	—

1. 内部留保資金残高の目標金額設定の有無	2. 目標金額を設定している場合その根拠
1年間の給水収益と同額（10億円程度）を内部留保資金の目標金額としている。	大規模災害等の予期せぬ事態が起き、収益を得られない状況でも、1年間事業を継続して運営していくための資金として設定している。

## 情報交換事項④

### 題名：企業債の充当率設定方法とその根拠について

当町では、経営戦略における投資財政計画の作成、料金改定（の検討）を行うにあたり、建設改良の財源として企業債の借入を想定しており、現状では50%の充当率を定めております。

しかしながら、企業債の充当率は、内部留保資金や建設改良費の規模により変動するものとは認識しているものの、明確な基準がなく柔軟な対応が難しいのが現状です。

そこで、他の事業体様の状況について、今後の参考にさせていただきたく提案するものです。

情報交換事項④ 企業債の充当率設定方法とその根拠について

<p>1. 企業債の充当率の設定根拠</p>	<p>2. 充当率について毎年検討を行っているか。行っている場合はそのタイミング</p>
<p>建設改良費の財源は、事業費の1/3が簡易水道補助で残りは簡水債と過疎債となっています。（単独事業はありません） なお、内部留保は元金償還に充てており不足する分は他会計補助金としています。</p>	<p>行っていません。</p>
<p>当市においては起債対象事業費に補助金等を充当した残りの事業費に対して、100%の充当率を乗じて企業債を借入しております。</p> <p>企業債の発行抑制による収益的収支における効果としては、企業債利息の支払額の低減については期待できますが、実際に行った建設改良費については固定資産となり、企業債の発行に関係なく、減価償却費として費用となるため、収支ギャップ（純損失）が発生しないように、最終的に給水収益などの費用をもって賄う必要がでてきます。</p> <p>そのため、金利が著しく上昇する状況下においては、建設改良積立金などの内部留保資金を取り崩すことが有効な手段であるかもしれませんが、過去の金利の傾向からして今の金利が著しく上昇している状況ともいえないことなどや、会計上の運転資金も潤沢にあると言える状況にもないため、一時借入金を借り入れるリスクを冒してまで、企業債の発行を抑制する必要性は低いと考えています。</p>	<p>—</p>
<p>アセットマネジメント手法を導入した施設整備計画を策定しており、中長期的な視点で、さまざまなケースで財政シミュレーションを行い、資金残高や企業債残高を考慮し設定している。</p>	<p>経営戦略、施設整備計画改定の際に見直しを行っている。</p>
<p>元金償還金と同水準（30%）と100%の間として60～70%を基準に設定</p>	<p>借入にあたり決算見込での補填財源残高と年度末資金残高を考慮。</p>

1. 企業債の充当率の設定根拠	2. 充当率について毎年検討を行っているか。行っている場合はそのタイミング
充当率の設定根拠はない (企業債の予算は4億前後を目安に設定している)	検討は行っていない
給水人口一人当たりの企業債残高の上限額を60,000円以内に抑止するように、充当率を70%に設定している(現行経営戦略に記載)。なお、R8.3月改訂予定の経営戦略では設定根拠の内容を修正する予定。	毎年検討をしていない。 経営戦略改訂のタイミングで検討している。
全国平均を大きく上回る状況となっている企業債残高対給水収益比率を類似団体平均程度まで引き下げるため、内部留保資金の状況も考慮し、50%まで段階的に引き下げることをしている。	投資財政計画の見直しを行う際に検討する。
企業債を活用できる事業については、事業の費用の平準化を図るため、基本的には100%で考えております。 建設改良費の規模については、複数年度で一定規模となるように調整しており、企業債の充当率での調整はしていません。	毎年度の検討は行っておりません。
近年、企業債の借入は行っていませんが、内部留保資金残高に余裕がなくなった時に、不足分を借入するものと考えています。	検討していません。
現時点では設定していないが、次期水道ビジョンの財政計画では、企業債残高対給水収益の目標を500%未満とし、その目標を達成できる範囲で充当率を設定する予定である。	充当率は、従来、留保資金を減少させない範囲で設定してきたが、給水収益の減少が見込まれることから、企業債残高対給水収益の目標値を満たす充当率で設定するという考え方に変更する予定である。 これは、企業債の償還にかかる将来世代の負担を増大させないことを目的とし、給水収益に対する企業債残高の割合を500%未満に抑制するものであり、500%未満の設定理由は、次期水道ビジョンの策定にあたり、現行の水道ビジョンの始期であるH28年度末の506%を基準としたものである。

1. 企業債の充当率の設定根拠	2. 充当率について毎年検討を行っているか。行っている場合はそのタイミング
R3～R12までの本市水道ビジョン(経営戦略)では、企業債の充当率を100%とし、企業債対給水収益比率は最終年度500%以内とした。	毎年検討は行っていない。検討するタイミングはビジョン作成時。 本来は充当率を抑え、将来に負担を残さない程度の比率(企業債対給水収益比率300%程度と想定)にしなければならないが、本市の水道料金は県内で最も高額なため、急激な料金改定を抑えるべく、直近のビジョンでは100%の充当率とし、料金改定率を26%にとどめた。
企業債残高が増加しないよう、限度額を設け、借り入れており、充当率による設定を行っていない	行っていない
料金改定時、財政目標を満たす最低限の充当率が50%だったというもので、明確な根拠なし。	現状検討をおこなっていない。 タイミングとしては、決算時に財政状況を確認したうえで当初予算時に検討を行うものと想定している。
令和7年3月に改定した水道事業ビジョン・経営戦略では企業債の充当率を拡張工事費の75%として財政シミュレーションを行った。	企業債の充当率は予算編成の際に内部留保資金や起債対象事業の建設改良費の状況を考慮して決定している。
補助事業(補助率50%)に企業債を充当しており、50%を設定している。	—
平成13年度以降、新たに企業債の借入を行っていないため、企業債の充当率の設定根拠は無い。 (今後財政状況が厳しくなることが予想されるため、改定に向け検討中の経営戦略において、企業債の借入方針を検討中)	平成13年度以降、新たに企業債の借入を行っていないため、毎年検討は行っていない。
財政・投資計画を策定する時に、水道課から提出された事業の内、適債、非適債に分けて起債額を決めている。	事業に応じて起債額を決めている。上限は、基本的に財政・投資計画にあわせるようにしている。

1. 企業債の充当率の設定根拠	2. 充当率について毎年検討を行っているか。行っている場合はそのタイミング
経営戦略の財政計画で充当率を設定している。	—
当市では企業債の充当率を定めておりません。	毎年予算策定時・決算時には企業債残高および内部留保額を把握し、過剰な借入にならないよう精査しております。
当市の水道事業においては、総務省繰出し基準「統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良に要する経費」に該当する事業にのみ企業債を借り入れており、100%と充当している。	していない
充当率は設定していない。毎年の事業の状況を見ながら起債をしている。 (経営戦略では、おおむね1億円以上の大型事業を中心に起債することとしている。)	—
地方財政措置もないことから、資金のあるうちは支払利子抑制を考慮して、100%充当はしていない。ただし、明確な設定方法(何%にするかという計算式のようなもの)はない。	行っていない。
経営戦略策定(R5)前5年間の実績平均として51%を設定した。	行っていない(経営戦略の見直しのタイミングで実施)。
上水道事業を含む各年度の建設改良費の75%程度を上限に、平年ベースでは簡易水道事業債と過疎債の借入について、各1億円程度にすることを目標としている。	充当率の検討は、経営戦略の見直し及び改定に合わせて5年毎としている。
概ね資金残高50億円が確保できる充当率を設定している。	毎年、充当率の検討をしており、予算編成と合わせて充当率を決定している。

1. 企業債の充当率の設定根拠	2. 充当率について毎年検討を行っているか。行っている場合はそのタイミング
投資事業費から国庫補助金等を引いた額の20%	経営戦略見直しのタイミングで検討している。
当市では近年企業債の借入れがなかったが、来年度策定予定の企業戦略では起債借入れを含めて検討予定であり、現在のところ充当率等の設定をしておらず、明確な基準もない。	—
平成30年策定の更新計画において、財政計画を試算する中で75%が妥当であるとの結果により設定している。	行っていない。 現在、経営計画の見直しを行っており、その内容により見直す可能性がある。
経営戦略において、現金と将来負担とのバランスを考慮し、企業債の充当率を50%としている。	経営戦略の改定時に検討する予定。
水道ビジョン財政計画では、充当率の設定をしている。	充当率については、毎年予算編成時に検討している。
<p>本市においては、水道事業ビジョンにおいて、企業債残高の減少に取り組むこととしており、企業債については、充当率ではなく、毎年度、2億円を定額で借入れることとしております。</p> <p>金額の設定根拠は、当年度の元金償還金を下回る金額であり、なおかつ、ビジョン策定時の資金残高を大きく減らすことなく事業を行っていただける借入額の水準として定めた金額となっております。</p>	—

1. 企業債の充当率の設定根拠	2. 充当率について毎年検討を行っているか。行っている場合はそのタイミング
<p>明確な設定根拠はない。</p> <p>現在、管路耐震化事業の充当率を1/2、その他事業の充当率を1/3程度とし、内部留保資金を考慮しながら全体として40～50%の起債充当率としている。</p>	—
無	充当率の目標設定はありませんが、資金残高とのバランスを見ながら企業債を充てています。
無	借入時に検討をしているが、明確な基準はない。
充当率の設定はしていません。現状は柔軟に充当しています。	起債協議前に、事業運営状況や長期借入利率等を確認し借入するか検討しています。
平成20年度の起債借入以降新たな起債をしていないため、設定根拠は無し	新たな起債を行っていないため充当率について検討していない。
特に定めておりません。	次年度予算編成時。

1. 企業債の充当率の設定根拠	2. 充当率について毎年検討を行っているか。行っている場合はそのタイミング
<p>無し</p> <p>国庫補助事業であれば、国庫補助金や該当する場合は負担金の調定額を除く残額に対し、10万円単位で上限まで借り入れるようにしています。</p> <p>その他の、給水管の更新や、施設の機械等については、事業費によりますが、近年、補助対象外を、全額自己財源で対応しています。</p> <p>基本的に、損益計算書の黒字を維持していれば、将来の内部留保資金で起債の元金償還分を確保できるため、耐用年数による減価償却期間が企業債の償還期間より長期となるため、差額を利益剰余金の減債積立金で対応出来るのかの確認を行います。</p>	—
<p>無い</p> <p>(設定根拠は無いが、近年は利率が低かったこともあり90%以上となっている。しかし昨年頃から金利が上がっており、充当率の見直し及び設定基準を設けるなどの対応が必要と考えている。)</p>	行っていない
<p>当市の経営戦略における企業債充当率については「80%」と定めているが、明確な基準については特に設けていない。</p>	毎年の検討は行っていない。
<p>明確な基準として充当率は設定していないが、国庫補助事業の裏負担分に充当している。世代間の費用負担の格差を生まないために今後も活用しつつ、経営状況を勘案し発行額は抑制していく方針である。</p>	経営戦略の改定に際し経営状況を判断し検討を行う。

## 情報交換事項⑤

### 題名：スマートフォン決済などにおける領収証の発行について

当市は水道料金の支払いにスマートフォンアプリで納入通知書のバーコードを読み取るスマートフォン決済（PayPay請求書払い、d払い請求書払い等）を導入している。

スマートフォン決済は現金払いでないため領収書を発行していないが、光熱費の一部を勤務先が負担するテレワークや社宅扱いの賃貸住宅、住宅ローンの審査などで押印のある領収証の発行を求められる事例がある。

情報交換事項⑤ スマートフォン決済などにおける領収証の発行について

1. スマートフォン決済・クレジットカード払いを導入しているか。	2. (導入している場合) スマートフォン決済・クレジットカード払いの領収証を発行しているか。発行している場合、どのような様式か。 (例) 検針の際の水道使用量のお知らせに記載、圧着はがきで郵送	3. (領収証を発行していない場合) 押印のある領収証の発行を求められた場合、どのように対応しているか。
スマートフォン決済のみ導入している。	スマートフォン収納では、収納処理をスマホアプリで行うため、その場での領収書の発行はしていません。	領収書の発行を求められる事例は今のところありませんが、領収書の発行を求められた場合は、納付済み証明書の発行をしております。
導入している	発行していない	納入済証明書を交付しているが領収印の押印は行っていない。
導入している	領収証の発行はない。	領収済証明書により代用。
スマートフォン決済を導入 ・PayB ・PayPay ・FamiPay ・auPay  クレジットカード払いは未導入	発行していない。 支払履歴はアプリ内の履歴などで確認していただくよう案内している。	窓口で納入証明書の発行ができる旨を案内している。
導入あり スマートフォン決済  導入なし クレジットカード払い	発行していない	納入証明書の交付により対応する場合もあります。

1. スマートフォン決済・クレジットカード払いを導入しているか。	2. (導入している場合) スマートフォン決済・クレジットカード払いの領収証を発行しているか。発行している場合、どのような様式か。 (例) 検針の際の水道使用量のお知らせに記載、圧着はがきで郵送	3. (領収証を発行していない場合) 押印のある領収証の発行を求められた場合、どのように対応しているか。
スマートフォン決済のみ導入している。	領収書を発行していない。	スマートフォン決済では領収書を発行しないので、金融機関やコンビニでの納付を進める。 または、スマートフォン決済の取引履歴を領収書代わりとして対応してもらう。
導入している	発行していない	納入証明書(1通300円)を取得するよう伝えている
スマートフォン決済を導入している。	発行していない	当市では、スマートフォン決済において、過去に押印のある領収書の発行を求められたことがあるが、領収書は発行できない旨を伝え、それに代わる方法として、水道料金等納入済証明書発行の案内をしている。ただし、納入済証明書にあっては、現金化されてからの発行となる。
導入している	発行していない	支払証明書を発行している。
スマートフォン決済を令和7年度より導入済み クレジットカード払いについては未導入	領収証は発行していない	料金徴収業務委託会社にて水道料金支払い証明書を発行している
スマートフォン決済のみ導入しており、クレジットカード決済は導入していない。	発行していない	領収証は発行せず、当該料金を納入した証明書(上下水道料金納入証明書)を有償(150円)で発行している。

1. スマートフォン決済・クレジットカード払いを導入しているか。	2. (導入している場合) スマートフォン決済・クレジットカード払いの領収証を発行しているか。発行している場合、どのような様式か。 (例) 検針の際の水道使用量のお知らせに記載、圧着はがきで郵送	3. (領収証を発行していない場合) 押印のある領収証の発行を求められた場合、どのように対応しているか。
納入通知書のバーコードを利用したスマートフォン決済を導入している。クレジットカード払いは導入していない。	スマートフォン決済は現金支払いでないため、領収証の発行はしていない。	押印のある料金納入証明書を発行している。発行手数料あり。
スマートフォン決済を導入している。	領収書の発行はしていない。	納入済証明書の発行手続きを案内する。
スマートフォン決済を導入している。	領収証は発行していない。	納入証明書(手数料200円)で代替している。
スマートフォン決済を導入している。	発行していない	納入証明書を発行し対応している。
導入している	領収書の発行無。	窓口もしくは郵送にて手続きができる押印付きの納付証明書の発行を案内。 なお、証明書に記載される納付日は市の収入日となるため、実際の支払日とは異なる。
導入している。 スマートフォン決済(9社) クレジットカード払い(5社)	発行していない	領収書の発行としては対応していないが、「上下水道料金納入証明書」として、対応は可能。
していない コンビニ収納でのPayPayには対応している	—	—
スマートフォン決済のみ導入	領収証は発行していない。	現状求められた事例はないが、水道料金納入済証明書を発行し、対応することとしています。

1. スマートフォン決済・クレジットカード払いを導入しているか。	2. (導入している場合) スマートフォン決済・クレジットカード払いの領収証を発行しているか。発行している場合、どのような様式か。 (例) 検針の際の水道使用量のお知らせに記載、圧着はがきで郵送	3. (領収証を発行していない場合) 押印のある領収証の発行を求められた場合、どのように対応しているか。
導入している	検針の際の水道使用量のお知らせに記載しているが、検針票は請求書の扱いではない。希望があれば、来庁申請にて納付証明書を発行し即時お渡し可能と案内する。	スマホ決済したうえで領収書発行を求められたことがない。領収書押印が必要であれば、銀行窓口かコンビニ対面でのお支払いを案内する。
導入している	発行していない	スマートフォン決済・クレジットカード払いの場合領収書が発行されない旨案内している。 どうしても必要な場合は領収済証明書を手数料お客様負担で発行している。
スマートフォン導入済(納付書に印刷されたバーコードを読み取り決済)。クレジットカード払いは導入していない。	発行していない	今のところ、求められたことはない。
スマートフォン決済は導入している。クレジットカード払いは導入していない。	発行していない	有料の支払証明書が発行可能である旨説明している。
スマートフォン決済は導入しているが、クレジットカード払いは導入していない。	領収書の発行はしていない。	スマートフォン決済に限らず、収納証明書を発行する場合はある。
令和8年1月より導入。	発行していない	導入したところであり、現在のところ事例はないが、アプリの支払い履歴で対応してもらうか、料金システムより支払証明書が発行できるので、それに対応することになると思う。
スマホアプリ決済のみ導入している。	発行していない	発行できない旨の説明は行っているが、特に対応はしていない。

1. スマートフォン決済・クレジットカード払いを導入しているか。	2. (導入している場合) スマートフォン決済・クレジットカード払いの領収証を発行しているか。発行している場合、どのような様式か。 (例) 検針の際の水道使用量のお知らせに記載、圧着はがきで郵送	3. (領収証を発行していない場合) 押印のある領収証の発行を求められた場合、どのように対応しているか。
クレジットカード払いを導入しています。	領収書は発行していません。	直近で領収書の発行を求められたことはないが、別途領収書を作成することになるかと思えます。
スマートフォン決済のみ導入	領収書は発行していない	収納証明書で対応している
スマートフォン決済を導入している。	発行していない	申請があれば納入証明書を発行している。(※最大5年分)
スマートフォン決済：導入あり クレジットカード払い：導入なし	発行していない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収証の発行依頼があった場合、支払証明書(押印あり)を発行</li> <li>・発行手数料が必要</li> </ul>
スマートフォン決済は導入しています。	<p>領収書の発行はしていません。</p> <p>当市では、「コンビニエンスストア等収納事務委託に関する規定」で、『モバイル決済サービス提供事業者は、(中略)水道料金等を収納したときは、モバイル端末等による決済履歴の表示等により収納した内容を納付者に示すことによって、領収書に代えることができる。』としています。</p>	収納証明書を発行します。その場合、1通300円徴収しています。
スマホ決済のみ導入している。	スマホ決済の領収書は発行していない。	収納証明書の発行

1. スマートフォン決済・クレジットカード払いを導入しているか。	2. (導入している場合) スマートフォン決済・クレジットカード払いの領収証を発行しているか。発行している場合、どのような様式か。 (例) 検針の際の水道使用量のお知らせに記載、圧着はがきで郵送	3. (領収証を発行していない場合) 押印のある領収証の発行を求められた場合、どのように対応しているか。
実施している。	発行していない	領収済み証明書(様式無)等を作成し発行する。
導入している	発行していない	水道料金納付額確認書(支払証明書)を交付している。
一部、対応中	検針票に記載	インボイス制度に対応した適格請求書、使用料の支払証明書等で対応
クレジットカード払いについては導入していないが、スマートフォン決済は一部のみ(PayPay、PayB)導入している。	領収書は発行していない。	領収書の発行を求められた際には、任意の様式で対応している。
当町は、水道料金の支払いにスマートフォンアプリで納入通知書のバーコード読み取りによるスマートフォン決済(PayPay/PayB/LINEPay)のみ導入している。他決済アプリも検討中。	発行していないため回答なし	納付証明の発行をする。
スマートフォン決済を導入している。	領収書は発行していない。	領収書を希望する場合は、水道課窓口にて領収済み証明書を発行している。

## 情報交換事項⑥

### 題名：水道料金等の地方税統一QRコードの導入について

令和8年9月から水道料金等について地方税共通納税システムにおける地方税統一QRコード（eL-QR）を活用した水道料金等の納付が可能となるところ、その導入については強制ではなく任意、導入時期は令和8年9月以降の導入でもよいと示されているところですが、各団体における導入の検討状況について伺います。

情報交換事項⑥ 水道料金等の地方税統一QRコードの導入について

1. 水道料金等について地方税統一QRコードの導入予定時期	2. 料金システムの形態	3. 導入における予算規模 (直近で導入予定の場合のみご回答ください)	
		導入時費用(イニシャルコスト)	運用時費用(ランニングコスト)
制度開始から数年以内に導入予定	パッケージシステム(ベンダー)	—	—
令和9年4月開始予定	その他	不明	不明
時期未定だが導入の方向で検討中	パッケージシステム(ベンダー)	—	—
時期未定だが導入の方向で検討中	パッケージシステム(ベンダー)	検討中	検討中
導入予定なし	パッケージシステム(ベンダー)	—	—
導入予定なし	パッケージシステム(ベンダー)	—	—
制度開始から数年以内に導入予定	パッケージシステム(ベンダー)	—	—
導入予定なし	パッケージシステム(ベンダー)	—	—

1. 水道料金等について地方 税統一QRコードの導入予定時 期	2. 料金システムの形態	3. 導入における予算規模 (直近で導入予定の場合のみご回答ください)	
		導入時費用(イニシャルコスト)	運用時費用(ランニングコスト)
導入予定なし	パッケージシステム(ベン ダー)	—	—
導入予定なし	パッケージシステム(ベン ダー)	—	—
時期未定だが導入の方向で検 討中	その他	—	—
導入予定なし	パッケージシステム(ベン ダー)	—	—
時期未定だが導入の方向で検 討中	パッケージシステム(ベン ダー)	—	—
令和9年9月開始予定	パッケージシステム(ベン ダー)	現在、水道料金と下水道使用 料を別々に請求しているた め、eL-QR導入に合わせて上 下水道料金の請求一体化を行 う必要がある。	—
時期未定だが導入の方向で検 討中	パッケージシステム(ベン ダー)	—	—
時期未定だが導入の方向で検 討中	パッケージシステム(ベン ダー)	—	—

1. 水道料金等について地方 税統一QRコードの導入予定時 期	2. 料金システムの形態	3. 導入における予算規模 (直近で導入予定の場合のみご回答ください)	
		導入時費用(イニシャルコスト)	運用時費用(ランニングコスト)
導入予定なし	パッケージシステム(ベン ダー)	—	—
令和9年12月開始予定	パッケージシステム(ベン ダー)	未定	未定
導入予定なし	パッケージシステム(ベン ダー)	—	—
導入予定なし	パッケージシステム(ベン ダー)	—	—
令和8年9月開始予定	パッケージシステム(ベン ダー)	9,570,000円(税込)	未定
導入予定なし	パッケージシステム(ベン ダー)	—	—
導入予定なし	パッケージシステム(ベン ダー)	—	—
時期未定だが導入の方向で検 討中	パッケージシステム(ベン ダー)	—	—
時期未定だが導入の方向で検 討中	パッケージシステム(ベン ダー)	—	—

1. 水道料金等について地方税統一QRコードの導入予定時期	2. 料金システムの形態	3. 導入における予算規模 (直近で導入予定の場合のみご回答ください)	
		導入時費用(イニシャルコスト)	運用時費用(ランニングコスト)
制度開始から数年以内に導入予定	パッケージシステム(ベンダー)	—	—
時期未定だが導入の方向で検討中	パッケージシステム(ベンダー)	—	—
一般会計部局との調整によるが、令和10年4月導入予定。	パッケージシステム(ベンダー)	—	—
時期未定だが導入の方向で検討中	パッケージシステム(ベンダー)	—	—
令和8年度に料金システムを更新する予定のため導入時期は未定	パッケージシステム(ベンダー)	5,280,000円	264,000円
令和8年9月開始予定	パッケージシステム(ベンダー)	3,663,000円 (R8年度計上)	R8年度計上分はなし。 (R9以降負担金で計上)
時期未定だが導入の方向で検討中	パッケージシステム(ベンダー)	未定	未定
令和9年4月開始予定	パッケージシステム(ベンダー)	2,200千円(税抜き)	390千円(税抜き)/年
制度開始から数年以内に導入予定	パッケージシステム(ベンダー)	—	—

1. 水道料金等について地方 税統一QRコードの導入予定時 期	2. 料金システムの形態	3. 導入における予算規模 (直近で導入予定の場合のみご回答ください)	
		導入時費用(イニシャルコスト)	運用時費用(ランニングコスト)
導入予定なし	パッケージシステム(ベン ダー)	—	—
令和8年9月開始予定	パッケージシステム(ベン ダー)	3,806,000円(見積)	—
時期未定だが導入の方向で検 討中	パッケージシステム(ベン ダー)	2,804,780円(2カ年の費 用)	—
導入予定なし	パッケージシステム(ベン ダー)	—	1,720,620円/年 下水道事業会計含み4会計を 契約し、保守管理契約を水道 事業で一括しているため
令和9年5月開始予定	パッケージシステム(ベン ダー)	概算費 300万程度	未確認
導入予定なし	パッケージシステム(ベン ダー)	—	—
令和8年9月開始予定	パッケージシステム(ベン ダー)	上下水道料金調定システム対 応費用 R7予算 1,088,000円 R8予算 2,322,000円  ※DX所管課にて別途予算計上 あり	—

## 情報交換事項⑦

### 題名：口座振替推奨の方法について

料金の納入は、取扱手数料が比較的安価な口座振替を勧めたいと考えているが、コンビニやスマホアプリでの支払いが主流になりつつある。

口座振替を勧めるにあたり、開栓時のお知らせ文書と一緒に「口座振替依頼書」を渡し、ホームページにおいて手続き等を掲載、また昨年度は、水道管凍結対策チラシ（全戸配布）に「口座振替の利点」をPRした。

金融機関の窓口取扱業務やコンビニ、スマホアプリにおける取扱手数料は、口座振替手数料の3倍から8倍である。手数料単価としては微々たるものではあるが、口座振替を増やし、少しでも費用削減したい。

情報交換事項⑦ □座振替推奨の方法について

<p>1. □座振替を推奨する取組み（PR等）を行っているか。</p>	<p>2. 料金納入に係る費用の削減に対し、何か特別なことを実施しているか。</p>
<p>開栓時にお勧めしています。</p>	<p>していません。</p>
<p>□座振替については、比較的手数料が割安なこともあり、水道利用者に対しておすすめする納入方法のひとつとなっているため、HPや広報誌などにおいて利用のお願いをしている状況です。 また、窓口業務を委託している上下水道料金センターにおいても、□座振替を推奨してもらっている状況です。</p>	<p>あまりにも高い窓口手数料を要求してきた金融機関については、窓口収納を廃止した経過があります。</p>
<p>水道利用開始時に支払方法として紹介（口頭）。</p>	<p>特別とはいいがたいが、毎月調定・毎月請求から隔月調定・隔月請求への変更を実施（R5.4～）</p>
<p>当市のホームページで□座振替の申し込み方法等掲載</p>	<p>特に無し</p>
<p>市役所本庁舎1階窓口（住民票や国保の窓口）に設置してある行政広告モニターを活用し、□座振替の促進をPRしている。</p>	<p>—</p>
<p>ホームページにおいて手続き等を掲載しているほか、新規の開栓申込時において、水道料金の支払方法について□座振替の案内を行っている。</p>	<p>特別な対応はしていない。</p>
<p>納入通知書に推奨を記載しています。</p>	<p>特別なことは実施しておりません。</p>

1. □座振替を推奨する取組み（PR等）を行っているか。	2. 料金納入に係る費用の削減に対し、何か特別なことを実施しているか。
新規契約者の開栓受付時に、口頭で推奨している。	特別なことは実施していない。
<p>行っている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブ□座振替受付サービスの導入</li> <li>・上記サービスの二次元バーコードを使ったPR 集合住宅へのポスティング 大学生協、大規模社員寮へのチラシ設置</li> </ul>	行っていない
行っている。	実施していない。
<p>1 ホームページでのPR 2 □座振替推進事業報奨金を対象金融機関へ ※200円/件（税込）</p>	特になし
<p>新設で新しく給水装置の引き込み工事を行ったお客様に対し、□座振替申込書をお渡ししている また、当組合発行広報誌にて定期的に□座振替を推奨する記事を掲載している</p>	現段階で特別なことは特に実施していない
<p>広報誌にて□座振替の案内を行っている。 また、水道開栓時、名義変更時、料金徴収時など機会があればその都度案内を行っている。</p>	<p>□座振替の案内以外は特に行っていない。 □座振替に比べコンビニやスマートフォン決済などの決済手数料が高額なため、今後なにか対策をする必要があると考えている。</p>
使用開始や名義変更の受付時に支払い方法について説明し、□座振替の手続きについて案内している。	—

1. 口座振替を推奨する取組み（PR等）を行っているか。	2. 料金納入に係る費用の削減に対し、何か特別なことを実施しているか。
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 口座振替支払1件につき50円の割引。</li> <li>• 開栓時、口座振替依頼書と返送用封筒を投函。また、希望者には郵送でも依頼書送付の対応。</li> <li>• 納入通知書はがき表紙に推奨メッセージを印字。</li> </ul>	なし
検針票やホームページに掲載し、口座振替を推奨している。	口座振替を利用のお客様に対し、初回の振替日に振替された場合に限り、基本料金から50円に消費税相当額を加えた額を減額している。
新設時は依頼書をポストイングし、開栓時には口頭により推奨している。	口座振替を推奨することで、納付書に係る経費削減を図っている。
使用開始後に送付する書類一式に、口座振替依頼書を同封している。	無
開栓時において、口座振替依頼書をポスト等に入れている。なお、市内に本店支店のある金融機関出なければ、口座振替に対応していない。	特段できていない。
開栓時に口座振替の登録折衝を行っている。またWEBから口座振替の登録が可能であり、折衝している。	特になし。
開栓時に、口座振替依頼書をポストイングしている。PRとしては特に行っていない。	実施していない

1. 口座振替を推奨する取組み（PR等）を行っているか。	2. 料金納入に係る費用の削減に対し、何か特別なことを実施しているか。
開栓の連絡時に口座振替を希望される方には郵送で用紙を送付している。 ホームページで水道料金の支払い方法として口座振替を一番上に案内している。	当市でも口座振替が取扱手数料が一番安価だと認識しているので（クレジット払いでの引落を希望される市民の方も一定数いるが、システムが対応していない）、回答1の取組を通し口座振替を推奨していきたい。 他の自治体様の取組みも参考にしたい。
無（市HPや納入通知書等に、オンラインで口座登録ができる旨を掲載する程度）	実施していない。
特段のPRは行っていないが、当市は納付書か口座振替しか納入手段がないため、9割以上の使用者が口座振替を選択している。	特段実施していない。
当市も同様に、開栓時のお知らせ文書と一緒に「口座振替依頼書」を渡し、ホームページで手続等を掲載していますが、その他は特に取組んでいません。	実施していない。
行っている。	開栓後1年をめぐりに納入通知書払いの方に対して、口座振替依頼書と案内を送付している。
開栓手続きの際に口座振替の案内を行うのみ。	実施していない
開栓時には、案内しているが、それ以外の取組みはない。	無

1. □座振替を推奨する取組み（PR等）を行っているか。	2. 料金納入に係る費用の削減に対し、何か特別なことを実施しているか。
数カ月に一度広報誌で周知したり、納付書の裏面、検針票の裏面、ホームページ等でのPRをしている。	□座振替勧奨以外は特に実施していない。
検針票に□座振替を推奨する文言を記載している。また、開栓時に□座振替の案内を行っている。	特になし。
市の広報で□座振替の推奨を行っています。	—
納付書発送時にチラシを同封、広報・ホームページでPR	特になし
水道新規開栓者に対して、□座振替依頼書及び返信用封筒を投函している。また、令和4年度より、WEB□座振替申込受付を開始。窓口でQRコード等で案内。当市水道局ホームページからも受付を行っている。	□座振替の推進
□座振替の電子申請（取扱金融機関の一部）	なし
□座振替を勧めるにあたり、開栓時のお知らせ文書と一緒に「□座振替依頼書」を渡します。来庁者にはモバイル決済端末を活用したペイジー登録に勧めています。	特に無し

1. 口座振替を推奨する取組み（PR等）を行っているか。	2. 料金納入に係る費用の削減に対し、何か特別なことを実施しているか。
<p>口座振替の普及率向上を図るため、年2回「口座振替推進強化月間」を設定し、窓口対応及び電話対応の際に口座振替の利用を案内している。あわせて、納付書送付時に口座振替依頼書を同封する取組を検討している。</p>	<p>口座振替手数料の削減を目的として、口座振替が不能となった理由が「残高（資金）不足」である状態が4箇月以上継続した場合は、納付方法を納付書払いに変更している。 また、納付書等に係る郵送費用の削減のため、窓口対応及び電話対応の際に口座振替の利用を案内している。</p>
滞納者来庁時等に口頭で行っている。	していません。
WEB申請も可能としている	特になし
納付書納付の方のお知らせ検針票に口座振替の案内を印字している。	実施していない。
<p>納付書払いを希望されている方の初月の納付書に、以下を同封している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 口座振替納付依頼書（金融機関提出用）</li> <li>• 口座振替納付依頼書の記載例および金融機関への提出の要領</li> <li>• Web口座振替受付サービスの案内紙 ※専用ページへのQRコード付き</li> </ul>	特になし。

<p>1. 口座振替を推奨する取組み（PR等）を行っているか。</p>	<p>2. 料金納入に係る費用の削減に対し、何か特別なことを実施しているか。</p>
<p>開栓届を書面にて提出いただいているため、その際にご案内。また、過去に広報紙等で口座振替をPRした経緯がある。</p>	<p>コンビニ収納は、多くの方の利便性向上のため、導入しているが当町においても、手数料は高額となっている。</p> <p>また、現在では郵便局口座の振替について、振替依頼件数へ手数料を発生させるとの協議を行っている。いずれ、地方銀行も同様の話が出るかと考えられるが、納付書による請求の費用と比較すると印刷製本費や郵送、発送準備に必要な時間を考えると口座振込がはるかに安価となる。</p> <p>以前に、口座振込により手間が省ける事を周知する取組みを広報や、検針票の裏面、納付書に掲載するなど集中的に行った。</p>
<p>コンビニ、スマホ払いを実施していない。 （現在は納付書、口座振替の2つの方法のみであり、口座振替を推奨している。）</p>	<p>実施していない</p>
<p>当市としても費用削減の取組みとして口座振替を推奨しているところであり、ホームページへの掲載や来庁者へのPR等を実施している。</p>	<p>金融機関の窓口取扱業務やコンビニ等の取扱業務に係る手数料単価は年々増加傾向にあるが、それに対する経費削減の取組みは行っていない。今後の取組みについては、他団体の事例を参考にさせていただきたい。</p>
<p>行っていない。</p>	<p>当町は、口座振替を推奨する取組みは行っていないが、ペーパーレス化をもとに、バーコード決済アプリを推奨する案内文書を添付書類として送付している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納付書の裏面に口座振替への協力願いと手続き方法を掲載、ホームページにおいて口座振替手続き等を掲載している。</li> <li>・ 窓口での開栓手続き時に口座振替の案内を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口での開栓手続き時にペイジーを利用してその場で口座振替の手続きをしてもらっている。また、Webでの口座振替手続きを行っている。</li> </ul>

## 情報交換事項⑧

### 題名：情報セキュリティ確保の取り組み状況について

国の情報セキュリティ確保等に関する動向として「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」の策定や「地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針（案）」の策定など、地方公営企業においても情報セキュリティ確保の必要性が高まっている中で、各水道事業体の取り組み状況について情報交換をお願いしたく以下ご回答願います。

情報交換事項⑧ 情報セキュリティ確保の取り組み状況について

1. 「サイバーセキュリティを確保するための方針」の策定状況について	2. 1. の方針策定とは別に実施されている情報セキュリティ確保に向けた取り組みがあればご教示ください。	3. 情報セキュリティ等に係るデジタル専門職員等の配置について
⑤市長部局と共同で策定予定	なし。	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
③検討中（未定）	—	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
③検討中（未定）	—	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
③検討中（未定）	—	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
③検討中（未定）	—	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
④市長部局と共同で策定済	特になし	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
④市長部局と共同で策定済	市長部局で作成したサイバーセキュリティに関する資料を全職員へ配付し、資料の内容を確認する形式の研修	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
③検討中（未定）	特にありません。	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している

1. 「サイバーセキュリティを確保するための方針」の策定状況について	2. 1. の方針策定とは別に実施されている情報セキュリティ確保に向けた取り組みがあればご教示ください。	3. 情報セキュリティ等に係るデジタル専門職員等の配置について
④市長部局と共同で策定済	特になし	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
⑤市長部局と共同で策定予定	なし	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
②水道部局単独で策定予定	方針に基づき、対策基準以下、実施手順を定め運用中。	②水道部局に専門職員はおらず、既存の職員（一般事務職）が情報セキュリティ確保等を担当している
④市長部局と共同で策定済	なし	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
③検討中（未定）	特になし	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
②水道部局単独で策定予定	特段なし	②水道部局に専門職員はおらず、既存の職員（一般事務職）が情報セキュリティ確保等を担当している
⑥その他 町長部局が策定しているが、共同で策定しているものではない。	水道部局では特に行っていない。	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
③検討中（未定）	なし	②水道部局に専門職員はおらず、既存の職員（一般事務職）が情報セキュリティ確保等を担当している

1. 「サイバーセキュリティを確保するための方針」の策定状況について	2. 1. の方針策定とは別に実施されている情報セキュリティ確保に向けた取り組みがあればご教示ください。	3. 情報セキュリティ等に係るデジタル専門職員等の配置について
③検討中（未定）	—	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
③検討中（未定）	特になし	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
③検討中（未定）	特に無し。	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
⑥その他（市長部局で策定）	特になし	④ その他（配置していない）
⑤市長部局と共同で策定予定	特になし。	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
④市長部局と共同で策定済	—	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
④市長部局と共同で策定済	—	②水道部局に専門職員はおらず、既存の職員（一般事務職）が情報セキュリティ確保等を担当している
⑤市長部局と共同で策定予定	特になし	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している

1. 「サイバーセキュリティを確保するための方針」の策定状況について	2. 1. の方針策定とは別に実施されている情報セキュリティ確保に向けた取り組みがあればご教示ください。	3. 情報セキュリティ等に係るデジタル専門職員等の配置について
③検討中（未定）	—	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
④市長部局と共同で策定済	特になし。	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
⑥その他  上下水道局独自で策定はしておらず、市長部局が策定する市の情報セキュリティポリシーを遵守しているが、水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン等を踏まえた内容にはなっていない。	なし	④ その他  所管するシステムにより異なる。  市長部局所管のシステム：③（水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している）  上下水道局所管のシステム：②（水道部局に専門職員はおらず、既存の職員（一般事務職）が情報セキュリティ確保等を担当している）
④市長部局と共同で策定済	—	②水道部局に専門職員はおらず、既存の職員（一般事務職）が情報セキュリティ確保等を担当している
④市長部局と共同で策定済	無	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
④市長部局と共同で策定済	—	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している

1. 「サイバーセキュリティを確保するための方針」の策定状況について	2. 1. の方針策定とは別に実施されている情報セキュリティ確保に向けた取り組みがあればご教示ください。	3. 情報セキュリティ等に係るデジタル専門職員等の配置について
③検討中（未定）	なし。	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
⑤市長部局と共同で策定予定	—	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
③検討中（未定）	水源地及び各配水池等の水道施設を独自回線により外部ネットワークから遮断している。	②水道部局に専門職員はおらず、既存の職員（一般事務職）が情報セキュリティ確保等を担当している
④市長部局と共同で策定済	無し	②水道部局に専門職員はおらず、既存の職員（一般事務職）が情報セキュリティ確保等を担当している
⑥その他（市長部局で策定済の方針を準用）	特になし	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
④市長部局と共同で策定済	なし	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
⑤市長部局と共同で策定予定	—	④ その他 配置したほうが良いと考えてはいるが、人員の面などで配置は難しい。
④市長部局と共同で策定済	なし	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している

1. 「サイバーセキュリティを確保するための方針」の策定状況について	2. 1. の方針策定とは別に実施されている情報セキュリティ確保に向けた取り組みがあればご教示ください。	3. 情報セキュリティ等に係るデジタル専門職員等の配置について
⑥その他	市長部局策定の「情報セキュリティポリシー」には、サイバーセキュリティ対策を含んでいる。水道部局においても、本ポリシーに基づき運用している。	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
⑤市長部局と共同で策定予定	施設の運転に関するセキュリティはネットワークと繋がっていないため必要なし、財務会計システム等についてベンダーと確認していく。	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
⑤市長部局と共同で策定予定	—	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
③検討中（未定）	取り組みはない。	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している
③検討中（未定）	無し	②水道部局に専門職員はおらず、既存の職員（一般事務職）が情報セキュリティ確保等を担当している
③検討中（未定）	なし	②水道部局に専門職員はおらず、既存の職員（一般事務職）が情報セキュリティ確保等を担当している
③検討中（未定）	検討中のため回答なし	②水道部局に専門職員はおらず、既存の職員（一般事務職）が情報セキュリティ確保等を担当している
④市長部局と共同で策定済	—	③水道部局に情報専門部署はなく、情報セキュリティ確保については市長部局等に支援を依頼している

## 情報交換事項⑨

### 題名：道路工事等における水道施設の支障移設等に関する取り決めについて

多くの水道事業体において、道路地下空間に配水管や送水管などの“水道事業体自体が管理する管路”を布設し、その配水施設から分岐して給水管、いわゆる“給水装置”が布設され、水道事業が運営されています。

今回は、これらが、道路工事等により支障移設の事案、突発的な漏水事故が発見した場合の各水道事業体の取り決めについて、情報交換を求めます。

情報交換事項⑨ 道路工事等における水道施設の支障移設等に関する取り決めについて

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産 (給水装置)			
(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
道路・河川管理者が移設補償費を負担	水道事業者	他の埋設企業者が移設補償費を負担	水道事業者	道路・河川管理者が負担			
取り決めはないが、都度、協議している。							
発注業務は、水道事業者で行っている。移設費用については、公共補償基準に基づき、原因者に負担を求め、事前協議により決定する。	工事により、水道管を損傷してしまった場合、水道事業者で修理を行い、修理費用と漏水した水道料金、事務費を合わせて、原因者へ請求している。	発注業務は、水道事業者で行っている。移設費用については、原因者に負担を求めている。	1. (1)と同様	原因者が、給水装置の管理者と協議の上で行う。	1. (1)と同様	2. (1)と同様	1. (1)と同様

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
<p>当町において、移設等に係る発注業務及び補償費等に関する規定及び要綱要領などは定めておりません。そのため、道路・河川管理者が施行する事業の移設工事に関しては、補償対象となる占用物件なのかは許可権者による補償の規定に準じております。</p> <p>発注業務等は当町公営企業管理者が行っております。</p>		<p>原因者負担となります。</p>		<p>当町において、移設等に係る発注業務及び補償費等に関する規定及び要綱要領などは定めておりません。そのため、道路・河川管理者が施行する事業の移設工事に関しては、補償対象となる占用物件なのかは許可権者による補償の規定に準じております。</p> <p>発注業務等は当町公営企業管理者が行っております。</p>		<p>原因者負担となります。</p>	

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
発注業務は本市で行う。  費用負担等は、許可権者との協議による。	元々あったであろう漏水の場合は、本市で修理を行う。  道路工事等により誤って水道管を破損させた場合は原則許可権者で修理を行う。	発注業務は本市で行う。  費用負担等は、移設依頼者との協議による。	元々あったであろう漏水の場合は、本市で修理を行う。  道路工事等により誤って水道管を破損させた場合は原則移設依頼者で修理を行う。	発注業務は本市で行う。  費用負担等は、許可権者との協議による。	元々あったであろう漏水の場合は、本市で修理を行う。  道路工事等により誤って水道管を破損させた場合は原則許可権者で修理を行う。	発注業務は本市で行う。  費用負担等は、移設依頼者との協議による。	元々あったであろう漏水の場合は、本市で修理を行う。  道路工事等により誤って水道管を破損させた場合は原則移設依頼者で修理を行う。
水道事業にて発注、費用負担	水道事業にて発注、費用負担  工事による破損時は、水道事業にて発注、原因者が費用負担	水道事業にて発注、原因者負担	水道事業にて発注、費用負担  工事による破損時は、水道事業にて発注、原因者が費用負担	原因者が発注し指定業者と契約、費用負担	水道事業にて発注、費用負担  工事による破損時は、水道事業にて発注、原因者が費用負担	原因者が発注し指定業者と契約、費用負担	水道事業にて発注、費用負担  工事による破損時は、水道事業にて発注、原因者が費用負担

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
<p>道路工事等（拡張工事）に伴う配水管布設替えのケースであるが、発注課（道路部門）へ補償額算定書（既存配水管の財産価値の減耗分算定）を作成し、工事負担金（布設替工事補償金）という形で受けている。【収入】</p> <p>水道事業者においては、工事請負費にて費用を計上し発注、施行で対応している。</p>	<p>特に取り決めはないため、原因者負担での対応となる。 ※場合によっては、漏水量を請求することがある。</p>	<p>特に取り決めはないため、原因者負担での対応となる。</p>	<p>特に取り決めはないため、原因者負担での対応となる。 ※場合によっては、漏水量を請求することがある。</p>	<p>取り決めはないため、原因者負担（機能補償）での対応となる。なお、施行に際しては市指定給水装置工事事業者より給水装置工事申込書の申請をいただいている。</p>	<p>特に取り決めはないため、原因者負担での対応となる。</p>	<p>取り決めはないため、原因者負担（機能補償）での対応となる。なお、施行に際しては市指定給水装置工事事業者より給水装置工事申込書の申請をいただいている。</p>	<p>特に取り決めはないため、原因者負担での対応となる。</p>

1. 水道事業体が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業体が原則、管理しない財産 (給水装置)					
(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め			
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故		
<p>取り決めは設けておりません。 管理者と都度協議を行っております。 原則として工事実施者が費用負担する運用としています。</p>		<p>取り決めは設けておりません。 官地で発生している漏水については市が修繕を行います。</p>		<p>取り決めは設けておりません。 官地(道路等)で発生した場合、発見次第、市が修繕等の対応を行います。 民地で発生した場合、原則として、土地所有者または土地管理者に修繕対応をお願いしております。</p>		<p>取り決めは設けておりません。 原則として工事実施者が費用負担する運用としています。</p>		<p>取り決めは設けておりません。 官民境界で対応区分を分けております。 官地(道路等)で発生した場合、発見次第、市が修繕等の対応を行います。 民地で発生した場合、原則として、土地所有者または土地管理者に修繕対応をお願いしております。</p>	
<p>道路は水道事業体の負担 河川は河川管理者の負担</p>		<p>他の埋設企業者の負担</p>		<p>道路・河川管理者の負担</p>		<p>他の埋設企業者の負担</p>		<p>元々漏水があった時は水道事業体の負担 工事で接触し漏水させた時は道路・河川管理者の負担</p>	
		<p>元々漏水があった時は水道事業体の負担 工事で接触し漏水させた時は他の埋設企業者の負担</p>				<p>元々漏水があった時は水道事業体の負担 工事で接触し漏水させた時は道路・河川管理者の負担</p>		<p>元々漏水があった時は水道事業体の負担 工事で接触し漏水させた時は他の埋設企業者の負担</p>	

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
書面等での取り決めはないが、基本的には水道事業者が費用負担・発注業務を実施している	書面等での取り決めはないが、工事により発生した漏水については水道事業者で復旧工事の発注を実施し、起因となる工事の施工者が費用負担することとしている	道路・河川管理者以外が施行する工事による支障移設については、基本的に移転補償契約を締結し、水道事業者で移転工事を発注している	書面等での取り決めはないが、工事により発生した漏水については水道事業者で復旧工事の発注を実施し、起因となる工事の施工者が費用負担することとしている	給水装置については水道事業者の管理ではないことから、工事施工者による費用負担・発注としている			

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産（給水装置）					
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め			
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故		
<p>「水道施設の移設に係る受託事務処理要綱、要領」に則り処理している。</p> <p>原因者より移設依頼が来た場合、支障箇所を移設等により機能復旧するために要する費用に事務費を加えた額を算定、補償契約を締結、水道事業者で移設工事を実施、移設工事完了後原因者に補償費の請求、という流れで処理している。</p>		<p>下水道など、公共団体が施行する工事の場合は1.(1)と同様の処理としている。</p> <p>民間団体が施行する工事の場合はその都度協議を実施し進めることとしている。</p> <p>原因者に費用負担を求めるとしている。</p>		<p>許可権者以外が施行する工事において破損漏水事故が発生した場合も、1.(1)と同様に水道事業者で修繕を発注し、復旧対応を行い、対応完了後に復旧までにかかった費用を原因者に請求している。</p>		<p>メーター1次側の場合は1.(1)と同様の処理としている。</p> <p>メーター2次側の場合は原因者と給水装置所有者とのやり取りとなるため水道事業者は関与しない。</p>		<p>メーター1次側の場合は1.(2)と同様の処理としている。</p> <p>メーター2次側の場合は原因者と給水装置所有者とのやり取りとなるため水道事業者は関与しない。</p>	

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
当市水道部負担 (管理者より移設補償がある場合有り)	原因者負担			原則、当市水道部負担	原因者負担		
原則、道路管理者の指示によるものとしている。 但し、道路管理者の都合により既設水道施設(配水管等)の切廻し等が必要な場合、道路管理者の負担となる場合がある。 (例：電線地中化促進事業)		規定は無い。 個別の状況に応じて対応している。					

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産 (給水装置)			
(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
<p>①【配水・配水支管】</p> <p>道路管理者が施工する工事については、水道事業者が負担を行い、道路管理者以外であれば事業者負担としている</p> <p>②【導水・送水管】</p> <p>道路管理者が施工する工事については、水道事業者が負担を行い、道路管理者以外であれば事業者負担としている</p>		<p>①【配水・配水支管】</p> <p>水道事業者の負担</p> <p>②【導水・送水管】</p> <p>水道事業者の負担</p>		<p>道路管理者が施工する工事については、水道事業者が負担を行い、道路管理者以外であれば事業者負担としている</p>	<p>1次側までは水道事業者の負担、2次側は所有者(原因者)の負担としている</p>	<p>事業者負担</p>	<p>1次側までは水道事業者の負担、2次側は所有者(原因者)の負担としている</p>

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
<p>県発注の工事の場合は特になく、その都度協議を行い費用負担等の取り決めを行い、町発注の工事の場合は管理者に一部費用負担をしてもらい、水道事業で工事を発注する。</p>	<p>自然漏水の場合は、水道事業者が発注し修理を行うが、加害漏水の場合は管理者（原因者）に負担してもらう。</p>	<p>埋設企業者（原因者）負担。</p>	<p>自然漏水の場合は、水道事業者が発注し修理を行うが、加害漏水の場合は埋設企業者（原因者）に負担してもらう。</p>	<p>県発注の工事の場合は特になく、その都度協議を行い費用負担等の取り決めを行い、町発注の工事の場合は管理者に一部費用負担をしてもらい、水道事業で工事を発注する。</p>	<p>自然漏水の場合は、水道事業者が発注し修理を行うが、加害漏水の場合は管理者（原因者）に負担してもらう。</p>	<p>埋設企業者（原因者）負担。</p>	<p>自然漏水の場合は、水道事業者が発注し修理を行うが、加害漏水の場合は埋設企業者（原因者）に負担してもらう。</p>

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
<ul style="list-style-type: none"> <li>道路・河川管理者からの依頼文により水道事業が発注する。</li> <li>依頼者が費用を負担するが、移設になった施設の資産減耗額を差し引いた額が基本。国の場合は占有者負担が基本。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>修理は水道事業で対応している。</li> <li>道路・河川管理者の工事が原因となる漏水については原因者が費用を負担する。</li> <li>漏水原因が不可抗力と認められ、道路・河川管理者に直接責任がない場合は、水道事業が費用を負担する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋設企業者からの依頼文により水道事業が発注する。</li> <li>依頼者が費用を負担するが、移設になった施設の資産減耗額を差し引いた額が基本。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>修理は水道事業が対応している。</li> <li>埋設企業者の工事が原因となる漏水については原因者が費用を負担する。</li> <li>漏水原因が不可抗力と認められ、埋設企業者に直接責任がない場合は、水道事業が費用を負担する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路・河川管理者からの依頼文により水道事業が発注する。</li> <li>依頼者が費用を負担する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分岐部から量水器までの間における漏水は水道事業で対応している。</li> <li>道路・河川管理者の工事が原因となる漏水については原因者が費用を負担する。</li> <li>漏水原因が不可抗力と認められ、道路・河川管理者や給水装置の使用者に直接責任がない場合、量水器までの漏水は水道事業が費用を負担する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋設企業者からの依頼文により水道事業が発注する。</li> <li>依頼者が費用を負担する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分岐部から量水器までの間における漏水は水道事業で対応している。</li> <li>埋設企業者が施工した工事による漏水については原因者が費用を負担する。</li> <li>漏水原因が不可抗力と認められ、埋設企業者や給水装置の使用者に直接責任がない場合、量水器までの修理は水道事業が費用を負担する。</li> </ul>

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産 (給水装置)			
(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
水道施設の移設等の設計業務委託及び請負工事は水道事業者が発注する。 道路管理者が施行する工事に係わる水道施設の移設等の設計業務委託及び請負工事に関する費用は水道事業者の負担、河川管理者が施行する工事に係わる水道施設の移設等の設計業務委託及び請負工事に関する費用は河川管理者の負担となる。	道路管理者及び河川管理者が施行する工事が原因で水道施設の漏水事故が発生した場合は、原因者による漏水修繕対応及び費用負担となる。(重大な漏水事故の場合は、水道事業者による修繕対応も可能である。)			給水装置の移設等の設計業務委託及び請負工事の発注、費用負担は、道路管理者・河川管理者となる。	道路管理者及び河川管理者が施行する工事が原因で給水装置の漏水事故が発生した場合は、原因者による漏水修繕対応及び費用負担となる。(重大な漏水事故の場合は、水道事業者による修繕対応も可能である。)	給水装置の移設等の設計業務委託及び請負工事の発注、費用負担は、他の埋設企業者などとなる。	他の埋設企業者などが施行する工事が原因で給水装置の漏水事故が発生した場合は、原因者による漏水修繕対応及び費用負担となる。(重大な漏水事故の場合は、水道事業者による修繕対応も可能である。)

1. 水道事業体が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業体が原則、管理しない財産 (給水装置)			
(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
市水道事業		発注業務：市水道事業 費用負担：他の埋設企業者など	市水道事業		発注業務：市水道事業 費用負担：他の埋設企業者など	市水道事業	
取り決めはないが、原則は管理者負担。	管理者負担。	取り決めはないが、原則は原因者負担。	原因者負担。				
<ul style="list-style-type: none"> <li>発注業務 水道事業体</li> <li>費用負担 水道事業体</li> </ul> 道路・河川管理者の監督処分により支障移設を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注業務 水道事業体</li> <li>費用負担 実際に工事を行う企業(原因者)</li> </ul> 漏水事故を起こした原因者が費用負担し、発注業務は水道事業体で行う。		<ul style="list-style-type: none"> <li>発注業務 水道事業体</li> <li>費用負担 水道事業体</li> </ul> 道路・河川管理者の監督処分により支障移設を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注業務 水道事業体</li> <li>費用負担 実際に工事を行う企業(原因者)</li> </ul> 漏水事故を起こした原因者が費用負担し、発注業務は水道事業体で行う。			

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
支障移設については市負担で行っている。	漏水修繕を行い道路復旧については管理者と協議を行い復旧している、費用については市負担。	原因者負担に行う。	他企業が破損した場合は原因者負担とし、掘削中に漏水を発見した場合は市負担としている。	支障移設については市負担で行っている。	漏水修繕を行い道路復旧については管理者と協議を行い復旧している、費用については市負担。	原因者負担に行う。	他企業が破損した場合は原因者負担とし、掘削中に漏水を発見した場合は市負担としている。
全額補償ではないが、状況により移設補償をいただいております。	事故を起こした業者及び発注者の負担となります。	全額補償ではないが、状況により移設補償をいただいております。	事故を起こした業者及び発注者の負担となります。	個人の財産区分については、取り決めはありません。	事故を起こした業者及び発注者の負担となります。	個人の財産区分については、取り決めはありません。	事故を起こした業者及び発注者の負担となります。
管理者が行う工事であれば双方打合せし、費用負担について調整している。決まりを設けているわけではない。	管理者が行う工事による漏水事故の場合には原因者の費用負担としている。	道路管理者等ではない他の埋設業者の場合は、施工業者にて費用負担を求めているが、双方での協議を必要としている。ただし、決まりを設けているわけではない。	他の埋設業者による漏水事故については費用負担してもらう。	水道事業者が管理しないものについては関わりのある方で話し合いの上費用について取り決めてもらう。			

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
<p>工事は、占有者にて対応する</p> <p>費用負担は、県道：占有者が全額負担</p> <p>市道：道路管理者が掛かる費用の2割負担</p>	<p>工事は、占有者で対応する</p> <p>費用負担は、事故の原因が特定できる場合は、原因者に掛かる費用を請求する</p>	<p>工事は、占有者で対応する</p> <p>費用は、公共補償基準に基づいて算出したもので補償契約を締結</p>	<p>工事は、占有者で対応する</p> <p>費用負担は、事故の原因が特定できる場合は、原因者に掛かる費用を請求する</p>	<p>基本は、補償契約を締結し、被補償者において移設などの工事から支払いまで対応していた</p>	<p>工事は、占有者で対応する</p> <p>費用負担は、事故の原因が特定できる場合は、原因者に掛かる費用を請求する</p>	<p>工事は、占有者で対応する</p> <p>費用負担は、全額原因者が負担</p>	<p>工事は、占有者で対応する</p> <p>費用負担は、事故の原因が特定できる場合は、原因者に掛かる費用を請求する</p>

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
<p>①許可権者が管理上、水道施設が支障となる場合は、水道事業者にて発注・費用も負担している。</p> <p>②許可権者の形状の変更（道路拡幅等）に伴う場合は、水道事業者にて発注し、許可権者が費用を負担している。</p>	<p>①許可権者の施行する工事が起因となった場合は、水道事業者にて発注し、許可権者または許可権者が施行する工事請負業者が費用負担としている。ただし、事前に地下埋設物調査・立会を行い、支障無いと回答を得ているものは、水道事業者にて発注・費用負担している。</p> <p>②工事が起因となっていない漏水事故（劣化等によるもの）においては、水道事業者にて発注・費用負担としている。</p>	<p>水道事業者にて発注し、(1)以外の業者にて費用負担する。</p>	<p>①(1)以外の業者の施行する工事が起因となった場合は、水道事業者にて発注し、(1)以外の業者またはその業者が施行する工事請負業者が費用負担としている。ただし、事前に地下埋設物調査・立会を行い、支障無いと回答を得ているものは、水道事業者にて発注・費用負担している。</p> <p>②工事が起因となっていない漏水事故（劣化等によるもの）においては、水道事業者にて発注・費用負担としている。</p>	<p>①許可権者が管理上、水道施設が支障となる場合は、水道事業者にて発注・費用も負担している。</p> <p>②許可権者の形状の変更（道路拡幅等）に伴う場合は、水道事業者にて発注し、許可権者が費用を負担している。ただし、給水装置所有者へ補償費が発生している場合は、水道事業者にて発注・費用負担は行わない。</p>	<p>①許可権者が施行する工事が起因となった場合は、水道事業者にて発注し、許可権者または許可権者が施行する工事請負業者が費用負担としている。ただし、事前に地下埋設物調査・立会を行い、支障無いと回答を得ているものは、水道事業者にて発注・費用負担している。</p> <p>②工事が起因となっていない漏水事故（劣化等によるもの）においては、水道事業者にて発注・費用負担としている。</p>	<p>水道事業者にて発注し、(1)以外の業者にて費用負担する。ただし、給水装置所有者へ補償費が発生している場合は、水道事業者にて発注・費用負担は行わない。</p>	<p>①(1)以外の業者の施行する工事が起因となった場合は、水道事業者にて発注し、(1)以外の業者またはその業者が施行する工事請負業者が費用負担としている。ただし、事前に地下埋設物調査・立会を行い、支障無いと回答を得ているものは、水道事業者にて発注・費用負担している。</p> <p>②工事が起因となっていない漏水事故（劣化等によるもの）においては、水道事業者にて発注・費用負担としている。</p>

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産 (給水装置)			
(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
管理者から移設依頼を受け、補償契約を締結し受託工事として水道事業が発注する。	自然漏水の場合は水道事業で発注。原因者漏水の場合は原因者の負担。	他の企業から移設依頼を受け、補償契約を締結し受託工事として水道事業が発注する。	自然漏水の場合は水道事業で発注。原因者漏水の場合は原因者の負担。	管理者から移設依頼を受け、補償契約を締結し受託工事として水道事業が発注する。	自然漏水の場合は水道事業で発注。原因者漏水の場合は原因者の負担。	他の企業から移設依頼を受け、補償契約を締結し受託工事として水道事業が発注する。	自然漏水の場合は水道事業で発注。原因者漏水の場合は原因者の負担。
占有条件等の許可権者の指示に従い、基本的には占有者である水道事業者が、発注業務を行い、費用負担をすることとなる。ただし、状況によっては公共補償の対象として補償料が支払われる場合もある。	(原因者が不明という前提であれば、)水道事業者が発注業務を行い、費用負担をすることとなると想定される。	取り決めは無く、事例も確認できないが、共に占有者同士ということであれば、水道事業者が発注業務を行い、費用負担は原因者となると想定される。	(原因者が不明という前提であれば、)水道事業者が発注業務を行い、費用負担をすることとなると想定される。	取り決めは無く、状況にもよるが、公道上等であれば、水道事業者が発注業務を行い、費用負担をすることとなると想定される。	取り決めは無く、状況にもよるが、公道上等であれば、(原因者が不明という前提であれば、)水道事業者が発注業務を行い、費用負担をすることとなると想定される。	取り決めは無く、状況にもよるが、公道上等であれば、水道事業者が発注業務を行い、費用負担は原因者となると想定される。	取り決めは無く、状況にもよるが、公道上等であれば、(原因者が不明という前提であれば、)水道事業者が発注業務を行い、費用負担をすることとなると想定される。

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
移設工事の発注は水道事業者。 (許可権者からの補償の有無は、その都度協議)	事故内容、原因を検証し当市ガス・上下水道施設事故防止及び事故復旧費徴収規定により必要ならば復旧費を徴収する。	移設工事の発注は水道事業者。 (他の埋設企業者からの補償有)	事故内容、原因を検証し当市ガス・上下水道施設事故防止及び事故復旧費徴収規定により必要ならば復旧費を徴収する。	移設工事の発注は水道事業者。 (許可権者からの補償の有無は、その都度協議)	事故内容、原因を検証し当市ガス・上下水道施設事故防止及び事故復旧費徴収規定により必要ならば復旧費を徴収する。	移設工事の発注は水道事業者。 (他の埋設企業者からの補償有)	事故内容、原因を検証し当市ガス・上下水道施設事故防止及び事故復旧費徴収規定により必要ならば復旧費を徴収する。

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
<p>【取り決めの有無】なし</p> <p>道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における支障移設は、水道事業者が発注・無償対応している。</p>	<p>【取り決めの有無】なし</p> <p>道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事において、突発的な漏水事故が発見された場合（自然漏水）は、水道事業者が無償対応している。</p>	<p>【取り決めの有無】あり（受託工事に関する内規）</p> <p>(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事において、突発的な漏水事故が発見された場合（自然漏水）は、水道事業者が無償対応している。</p>	<p>【取り決めの有無】なし</p> <p>(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事において、突発的な漏水事故が発見された場合（自然漏水）は、水道事業者が無償対応している。</p>	<p>【取り決めの有無】なし</p> <p>1.(1)の支障移設に起因する場合は、併せて対応している。</p> <p>給水装置のみが支障移設の対象となる場合には、起因者で所有者と調整のうえ、給水装置工事施工申込みをしていただき、対応いただいている。</p>	<p>【取り決めの有無】なし</p> <p>道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事において、突発的な漏水事故が発見された場合（自然漏水）は、水道事業者が無償対応している。</p>	<p>【取り決めの有無】なし</p> <p>1.(2)の支障移設に起因する場合は、併せて対応している。</p> <p>給水装置のみが支障移設の対象となる場合には、起因者で所有者と調整のうえ、給水装置工事施工申込みをしていただき、対応いただいている。</p>	<p>【取り決めの有無】なし</p> <p>(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事において、突発的な漏水事故が発見された場合（自然漏水）は、水道事業者が無償対応している。</p>

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
発注業務及び費用負担は水道事業者となる。	工事施工者による修繕及び費用負担	発注業務は水道事業者が行い、費用負担は他の埋設企業者負担となる。費用補償等に関する協定書を取り交わす。費用負担は工事請負費及び設計額に対する事務費	工事施工者による修繕及び費用負担	工事施工者が行う。	工事施工者による修繕及び費用負担	工事施工者が行う。	工事施工者による修繕及び費用負担
占有物件である場合は、水道事業者（占有者）の負担により支障移設工事を実施する。	老朽化等の工事に起因するものでない場合は、水道事業者が対応する。	原因者負担とするため、施行契約を締結し、水道事業者が発注業務から施工監理までを行う。費用負担については、布設後の経過年数に応じて負担割合を定めている。	老朽化等の工事に起因するものでない場合は、水道事業者が対応する。	原因者が負担している。	老朽化等の工事に起因するものでない場合は、水道事業者が対応する。	原因者が負担している。	老朽化等の工事に起因するものでない場合は、水道事業者が対応する。

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
管理者が主体となり施工される工事については、全額水道事業で負担	工事に起因するもの（施工中の事故等）以外のものは水道事業で負担	基本的には原因者において負担。指定工事事業者が施工することを条件に使用材料や施工方法について水道事業で指示する。	工事に起因するもの（施工中の事故等）以外はその都度協議	事業者（管理者）が移転補償等で負担	工事に起因するもの（施工中の事故等）以外は漏水箇所の管理者（メーター1次側・2次側等）が負担	原因者において負担。指定工事事業者が施工することを条件に使用材料や施工方法について水道事業で指示する。	工事に起因するもの（施工中の事故等）以外は漏水箇所の管理者（メーター1次側・2次側等）が負担
取り決めはない。設計協議や施工立会等には関与するが、設計・施工ともに原因者の発注・負担を原則としている。	取り決めはない。原因者発注・負担を原則としている。但し指定業者を確保できない等の場合は、本市が通常の緊急漏水修繕を行い、その費用・職員の人件費・損失水量を原因者に請求する。	(1)と同じ。		取り決めはない。要望があれば設計協議には関与するが、設計・施工ともに原因者の発注・負担を原則としている。	1.(1)と同じ。但しメーター二次側の場合は止水栓で止水でき、他の需要者に影響は生じないので、本市が発注するケースはない。	(1)と同じ。	

1. 水道事業体が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業体が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
<p>取り決めはない。 市管理道路・河川及び県管理道路・河川道については、その都度、協議により決定しているが、道路・河川管理者で施工・費用負担により支障移設を行っている。 国管理道路・河川も同様だが、道路については、監督処分により、当局で施工・費用負担している。</p>	<p>取り決めはない。 施工に起因して発生した漏水であれば、道路・河川管理者の施工・費用負担により、漏水修繕を行ってもらう。 施工に起因したものでない漏水を発見した場合は、当局で施工・費用負担により修繕を行っている。</p>	<p>取り決めはなく、事例ないが、協議によることになると思われるが、原因者となる他の埋設企業者などに施工・費用負担を求めると考える。</p>	<p>取り決めはない。 施工に起因して発生した漏水であれば、他の埋設企業者などの施工・費用負担により、漏水修繕を行ってもらう。</p>	<p>給水装置所有者と原因者で協議し、対応されている。 当局は、関与していないが、給水装置変更の申し込みにより実施される。</p>			

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
特に取り決めはしていないが、国が管理する道路・河川および、市が管理する道路・河川工事での移設費用の補償はなく、県が管理する道路・河川工事では補償費がある。		原則、全額原因者負担としている。					
その都度協議	水道局負担	原因者負担	水道局負担	その都度協議	水道局負担	原因者負担	水道局負担

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則は道路法第71条第2項1号、2号に基づく。</li> <li>・補償を受けられる場合は、市で定める「水道施設移転補償工事の取扱い規程」に基づいて移転</li> <li>・軽微な場合は、請願工事（原因者において施工）を認めている。</li> <li>・ボックスの嵩調整などの場合は、道路管理者と協議の上で費用負担や施工役割の分担を都度定めている。</li> </ul>	<p>直営修繕が生じた場合は、市が定める基準に基づいて応急処置、修繕、水道料、応急給水作業等の費用を原因者に請求する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転補償など、その都度協議による。あまり例がない。</li> </ul>	<p>直営修繕が生じた場合は、市が定める基準に基づいて応急処置、修繕、水道料、応急給水作業等の費用を原因者に請求する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則は道路法第71条第2項1号、2号に基づく。</li> <li>・補償を受けられる場合は、市で定める「水道施設移転補償工事の取扱い規程」に基づいて、配水管等と併せて移転</li> <li>・軽微な場合は、請願工事（原因者において施工）を認めている。</li> <li>・市道に関しては、道路側溝工事など小規模な工事が多く、市道路管理者との取り決めに基づき費用負担や施工役割の分担を定めている。</li> </ul>	<p>直営修繕が生じた場合は、市が定める基準に基づいて応急処置、修繕、水道料、応急給水作業等の費用を原因者に請求する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転補償など、その都度協議による。あまり、例がない。</li> </ul>	<p>直営修繕が生じた場合は、市が定める基準に基づいて応急処置、修繕、水道料、応急給水作業等の費用を原因者に請求する。</p>

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産 (給水装置)			
(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
道路、河川管理者から依頼を受け、市が発注する。費用は工事価格から減耗費を差し引き、消費税と設計管理費を加え、道路・河川管理者に請求する。	市が発注し、費用は全額原困者負担。	対象者が替わるのみで(1)に同じ	(1)に同じ	1. (1)に同じだが、減耗費は計上しない。	1. (1)に同じ	対象者が替わるのみで、2. (1)に同じ	1. (1)に同じ
単純な支障移設であれば管理者が負担。	管理者が負担	施行者が負担		単純な支障移設であれば管理者が負担。	管理者が負担	施行者が負担	

1. 水道事業体が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業体が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
費用負担については、工事ごとに協議し決定している。工事発注は、水道事業体が実施することを基本としている。	道路工事等に起因する漏水事故の費用負担は、起因者負担で対応をお願いしている。発注業務については、起因者発注を基本とし、事案ごとに協議し決定している。	費用負担については、工事ごとに協議し決定している。工事発注は、水道事業体が実施することを基本としている。	工事に起因する漏水事故の費用負担は、起因者負担で対応をお願いしている。発注業務については、起因者発注を基本とし、事案ごとに協議し決定している。	給水施設のみ の移設工事は、起因者が費用を負担し、工事発注も行うこととしている。	工事に起因する漏水事故は、起因者が費用を負担し、工事発注も行うこととしている。		
市道については、一般会計が負担。 国道、県道については、工事ごとに協議。	道路管理者等（漏水事故の原因となった機関）が全額負担。	原則、他の埋設企業者の全額負担。	埋設企業者の全額負担。	市道については、一般会計が負担。 国道、県道については、工事ごとに協議。 給水管は水道メーターまでは市が管理している。	道路管理者等（漏水事故の原因となった機関）が全額負担。 給水管は水道メーターまでは市が管理している。	原則、他の埋設企業者の全額負担。 給水管は水道メーターまでは市が管理している。	埋設企業者の全額負担。 給水管は水道メーターまでは市が管理している。
移転補償契約を結び移設する	基本的に原因者が復旧	移転補償契約を結び移設する	基本的に原因者が復旧				

1. 水道事業体が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業体が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
市	市	原因者	市	原因者	市	原因者	市
基本的には水道事業体が発注費用負担は補償等協議	道路・河川管理者（原因者）にて修繕及び費用負担	協議のうえ発注及び費用負担・補償有無を決定	原因者にて修繕及び費用負担	道路・河川管理者と所有者の間の協議ですが、補償で対応し所有者による移転	道路・河川管理者（原因者）にて修繕及び費用負担	所有者と協議のうえ発注及び費用負担・補償有無を決定	原因者にて修繕及び費用負担

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産（給水装置）			
(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者（許可権者）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外（他の埋設企業者など）が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
<p>道路・河川管理者の工事施工に伴い、水道施設の移設依頼があった場合は、移設工事の発注業務は本課で行っている。補償費については工事請負金額などから道路・河川管理者において算出し移転補償契約を締結する。工事完了後、本課より補償費を請求する。</p>	<p>発注業務の取り決めはしていないが、道路工事等により漏水事故が発生した場合の修理の費用負担は、全て原因者負担としている。</p>	<p>1-(1)と同様に本課で移設工事の発注を行い、補償費を請求する。</p>	<p>発注業務の取り決めはしていないが、道路工事等により漏水事故が発生した場合の修理の費用負担は、全て原因者負担としている。</p>	<p>原因者と給水装置所有者とで工事内容や費用負担等について協議すべき案件であるため、発注業務等の取り決めはない。</p>	<p>道路工事等により漏水事故が発生した場合の修理の費用負担は全て原因者負担としている。</p>	<p>原因者と給水装置所有者とで工事内容や費用負担等について協議すべき案件であるため、発注業務等の取り決めはない。</p>	<p>道路工事等により漏水事故が発生した場合の修理の費用負担は全て原因者負担としている。</p>

1. 水道事業体が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業体が原則、管理しない財産 (給水装置)			
(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
<p>特に取り決めはありませんが、原因者負担を原則としています。実状はその都度、管理者と協議しております。町道・県道では原価償却残額を補償して頂いているようです。国道については仮説費用だけ保証して頂いているようです。管理者側からしたら、占用物件である以上は、支障になったら移設頂くという考え方のようです。断水作業等は当方で行います。</p>	<p>特に取り決めはありませんが、工事中の漏水については、原因者負担にて修理を頂いています。費用負担は事故を起こした事業者で負担いただき、修理事業者と直接契約頂いています。断水作業等は当方で行います。</p>	<p>原因者負担を原則として、移設工事等の負担を頂いています。水道工事の事業者と直接契約頂き、断水作業等は当方で行います。</p>		<p>当方では、給水装置工事の申請時に、給水管について、本管分岐から量水器までの維持管理を委任頂くよう承諾を取っております。よって扱いは、左記の1.水道事業体が管理する水道施設と同じとなります。</p>			

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産 (給水装置)			
(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
取り決めはなく、基本は水道事業者で発注、費用負担するが、状況により協議を行う	事故の責任がある側が負担	取り決め無し	事故の責任がある側が負担	1と同じ (車道内の給水管は水道事業者で管理することとしている)	1と同じ		
当市では、管理道路は設けていない。工事の支障になるようなら、当市で移設を行う。	人為的な事故であれば、原因者負担で復旧してもらう。	道路管理者以外から移設依頼があり、施工上、やむを得ないと判断した場合には、補償契約を締結し、工事を実施する。	人為的な事故であれば、原因者負担で復旧してもらう。	発注者から給水装置の所有者に協議してもらい、決定する。(通常、個人と補償契約を締結するか、発注者負担で移設する。)	止水栓より一次側の自然漏水なら当市が復旧するが、それ以外については、発注者もしくは、給水装置の所有者である。	発注者から給水装置の所有者に協議してもらい、決定する。(通常、個人と補償契約を締結するか、発注者負担で移設する。)	止水栓より一次側の自然漏水なら当市が復旧するが、それ以外については、発注者もしくは、給水装置の所有者である。
道路法や河川法に基づき道路、河川管理者が負担する。占有者の都合による移設は例外とする	注意義務違反や施工、確認ミス等、施工者の過失が明確な場合は施工者負担とする。	—	—	道路、河川工事が原因で給水装置を移設する場合は管理者が負担する。撤去、仮設含む。	注意義務違反や施工、確認ミス等、施工者の過失が明確な場合は施工者負担とする。	—	—

1. 水道事業者が管理する水道施設 (導水・送水・配水・配水支管など)				2. 水道事業者が原則、管理しない財産 (給水装置)			
(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(1)道路・河川管理者(許可権者)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め		(2)(1)以外(他の埋設企業者など)が施行する工事における発注業務や費用負担等の取り決め	
支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故	支障移設	漏水事故
占有者負担	原因者負担			占有者負担	原因者負担		